

# 兵庫県公報

令和4年3月31日 木曜日 第4号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

条 例	ページ
○ 使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例（財政課）	10
○ 兵庫県税条例等の一部を改正する条例（税務課）	10
○ 部制条例の一部を改正する条例（新行政課）	10
○ 兵庫県職員定数条例等の一部を改正する条例（人事課）	10
○ 職員の給与等に関する条例及び公立学校教育職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	10
○ 特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	11
○ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例（人事課）	11
○ 恩給条例等の一部を改正する条例（職員課）	11
○ 個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例（文書課）	11
○ 兵庫県立兵庫津ミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（兵庫津ミュージアム整備室）	11
○ 後期高齢者医療財政安定化基金の管理に関する条例の一部を改正する条例（国保医療課）	11
○ 歯及び口腔の健康づくり推進条例（健康増進課）	11
○ 兵庫県立自然公園条例の一部を改正する条例（自然環境課）	11
○ 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（県土整備部総務課）	11
○ 景観の形成等に関する条例の一部を改正する条例（都市政策課）	12
○ 空家等活用促進特別区域の指定等による空家等の活用の促進に関する条例（住宅政策課）	12
○ 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（住宅管理課）	12
○ 建築基準条例の一部を改正する条例（建築指導課）	12
○ 都市計画法施行条例の一部を改正する条例（建築指導課）	12
○ 収入証紙条例及び警察手数料徴収条例の一部を改正する条例（会計課）	12
○ 兵庫県学校教職員定数条例の一部を改正する条例（教育委員会事務局学事課）	12
○ 兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（病院局企画課）	12
○ 行財政の運営に関する条例の一部を改正する条例（新行政課）	13
<b>告 示</b>	
○ 昭和46年兵庫県告示第223号（建築計画概要書等の閲覧の場所及び閲覧に関する規程）の一部改正（建築指導課）	13
○ 平成16年兵庫県告示第110号（建築基準法の規定による区域の指定及び数値の決定）の一部改正（建築指導課）	13
○ 平成16年兵庫県告示第111号（建築基準法の規定による区域の指定及び数値の決定）の一部改正（建築指導課）	14

## 公布された法令のあらまし

### ◎使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例（条例第7号）

次に掲げる条例に定める使用料等をそれぞれ改定する等所要の整備を行うこととした。

- 1 使用料及び手数料徴収条例
- 2 兵庫県立広域防災センターの設置及び管理に関する条例
- 3 兵庫県立尼崎青少年創造劇場の設置及び管理に関する条例
- 4 兵庫県立嬉野台生涯教育センターの設置及び管理に関する条例
- 5 兵庫県立総合衛生学院の設置及び管理に関する条例
- 6 兵庫県立体育施設の設置及び管理に関する条例
- 7 警察手数料徴収条例

**◎兵庫県税条例等の一部を改正する条例（条例第8号）**

地方税法の一部改正等に伴い、個人県民税、法人事業税、不動産取得税、軽油引取税等に係る規定について所要の整備を行うこととした。

**◎部制条例の一部を改正する条例（条例第9号）**

県政改革方針（見直し後の行財政運営方針）に基づき、政策課題への的確な対応、所掌事務の範囲及び責任の所在の明確化並びに施策の効率的かつ効果的な執行を図ることができる部の体制を構築することとした。

**◎兵庫県職員定数条例等の一部を改正する条例（条例第10号）**

- 1 児童福祉法施行令の一部改正による児童福祉司等の配置基準に対応し、及び感染症対策の体制の強化を図るため、知事の事務部局の職員の定数を増員することとした。
- 2 兵庫県立はりま姫路総合医療センターの開設等に伴い、病院事業の職員の定数を増員することとした。
- 3 短時間勤務の職に再任用される職員の数の上限を改めることとした。

**◎職員の給与等に関する条例及び公立学校教育職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第11号）**

県政改革方針（見直し後の行財政運営方針）に基づき、職員の給与に係る抑制措置について、本県の財政状況を踏まえ、引き続き実施することとし、関係条例について所要の整備を行うこととした。

**◎特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（条例第12号）**

県政改革方針（見直し後の行財政運営方針）に基づき、特別職に属する常勤の職員の給与に係る抑制措置について、本県の財政状況を踏まえ、引き続き実施することとし、所要の整備を行うこととした。

**◎職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例（条例第13号）**

- 1 勤務時間の割振りの特例の対象となる職員の範囲を拡大するため、所要の整備を行うこととした。
- 2 引き続き在職した期間が1年未満である会計年度任用職員等について育児休業をすることができることとする等、所要の整備を行うこととした。
- 3 育児休業その他の職員の子育てを支援するための制度の活用を推進するため、所要の整備を行うこととした。

**◎恩給条例等の一部を改正する条例（条例第14号）**

民法の一部改正により、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ、18歳以上20歳未満の者が未成年に該当しなくなることを踏まえ、令和4年3月31日時点で20歳未満の者について20歳まで遺族扶助料の支給対象とする経過措置を設ける等所要の整備を行うこととした。

**◎個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（条例第15号）**

個人情報の保護に関する法律の一部改正並びに行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止等に伴い、規定の整備を行うこととした。

**◎兵庫県立兵庫津ミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第16号）**

効率的で質の高い管理運営を図り、県民の地域への愛着を更に育み、県内におけるにぎわいの創出を促進するため、兵庫県立兵庫津ミュージアムの管理を指定管理者に行わせるものとし、所要の整備を行うこととした。

**◎後期高齢者医療財政安定化基金の管理等に関する条例の一部を改正する条例（条例第17号）**

後期高齢者医療財政安定化基金に充てるため後期高齢者医療広域連合から徴収する拠出金について、現在の基金の残額、資金の交付及び貸付けの実績等を勘案し、令和4年度及び令和5年度についても、新たな拠出金を求めず基金を運用することとし、所要の整備を行うこととした。

**◎歯及び口腔の健康づくり推進条例（条例第18号）**

県民一人一人の主体的な歯及び口腔の健康づくりを促すとともに、全ての県民が、その居住する地域にかかわらず、年齢、性別、心身の状態その他の事情に応じて、適切な歯科保健医療サービスの提供を受けることができる体制を整備し、県、市町、歯科医療関係者その他の関係者が相互に連携を図りながら、県民の生涯にわたる歯及び口腔の健康づくりをより一層推進していくため、この条例を定めることとした。

**1 基本方針**

- (1) 歯及び口腔の健康づくりは、生涯にわたる全身の健康づくりのため、むし歯、歯周病、口腔がんその他の歯科疾患の予防、早期発見及び早期治療の推進並びに口腔機能の維持向上に総合的に取り組むことにより推進されなければならないものとする。
- (2) 歯及び口腔の健康づくりは、その居住する地域にかかわらず、年齢、性別、心身の状態その他の事情に応じた歯科保健医療サービスの提供及び必要な支援が受けられるよう推進されなければならないものとする。
- (3) 歯及び口腔の健康づくりは、県、市町、歯科医療関係者、医療関係者、教育保育関係者、福祉関係者、食育関係者、事業者、医療保険者その他の関係者及び県民の参画と協働により推進されなければならない

ものとする。

## 2 定義

この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによるものとする。

- (1) 歯科医療関係者 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療等業務（歯科口腔保健の推進に関する法律に規定する歯科医療等業務をいう。）に従事する者をいう。
- (2) 医療関係者 医療に関する業務に従事する者（歯科医療関係者を除く。）をいう。
- (3) 教育保育関係者 教育又は保育に関する業務に従事する者であつて、歯及び口腔の健康づくりに関わるものをいう。
- (4) 福祉関係者 介護、社会福祉又は障害福祉に関する業務に従事する者であつて、歯及び口腔の健康づくりに関わるものをいう。
- (5) 食育関係者 栄養指導、食生活に関する相談その他の食育の推進に係る活動に携わる者であつて、歯及び口腔の健康づくりに関わるものをいう。
- (6) 事業者 他人を使用して事業を行う者をいう。
- (7) 医療保険者 高齢者の医療の確保に関する法律（以下「高齢者医療確保法」という。）に規定する保険者及び後期高齢者医療広域連合をいう。

## 3 県の責務

- (1) 県は、1に定める基本方針（以下「基本方針」という。）にのっとり、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するものとする。
- (2) 県は、地域の特性に応じた歯及び口腔の健康づくりを推進するため、市町、歯科医療関係者、医療関係者、教育保育関係者、福祉関係者、食育関係者、事業者、医療保険者その他の関係者と相互に連携を図りながら、歯科保健医療サービスの提供体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

## 4 市町の責務

市町は、基本方針にのっとり、歯及び口腔の健康づくりの推進に携わる人材の確保等の体制の整備その他のその地域の特性に応じた歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

## 5 歯科医療関係者等の責務

- (1) 歯科医療関係者は、良質かつ適切な歯科保健医療サービスを提供するとともに、教育保育関係者、福祉関係者、食育関係者、事業者、医療保険者その他の関係者による歯及び口腔の健康づくりの推進に関する取組に協力し、当該取組を促進するための知識の普及啓発に努めるものとする。
- (2) 医療関係者は、医科及び歯科相互間の疾患の予防及び治療における連携及び情報の共有を図って、歯及び口腔の健康づくりの推進に努めるものとする。
- (3) 教育保育関係者は、乳幼児、児童、生徒又は学生の歯及び口腔の健康状態に注意するとともに、これらの者の適切な食習慣及び歯磨きの習慣の定着に資する取組の実施、歯科健診を受ける機会の確保その他の歯及び口腔の健康づくりの推進に努めるものとする。
- (4) 福祉関係者は、障害者、介護を要する者その他の福祉サービスを必要とする者の口腔衛生の管理に努めるとともに、これらの者が適切に歯科保健医療サービスを受けられる体制の整備その他の歯及び口腔の健康づくりの推進に努めるものとする。
- (5) 食育関係者は、その活動を通じて、県民の健全な食生活の実現及び適切な食習慣の定着に努めるものとする。
- (6) 歯科医療関係者、医療関係者、教育保育関係者、福祉関係者、食育関係者その他の関係者は、県及び市町が実施する歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

## 6 事業者及び医療保険者の責務

- (1) 事業者は、その従業員に対する歯科保健医療サービスを受ける機会の確保並びに歯及び口腔の健康づくりの推進に努めるものとする。
- (2) 医療保険者は、医療保険加入者（高齢者医療確保法に規定する加入者及び被保険者をいう。以下同じ。）が歯科保健医療サービスを受ける機会の確保その他医療保険加入者の歯及び口腔の健康づくりの推進に努めるものとする。
- (3) 事業者及び医療保険者は、県及び市町が実施する歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

## 7 県民の責務

- (1) 県民は、歯及び口腔の健康づくりが全身の健康の維持増進に寄与することを踏まえ、自ら歯及び口腔の

健康に関する知識及び理解を深め、歯及び口腔の健康づくりに努めるものとする。

(2) 県民は、定期的に歯科健診を受け、歯科医師及び歯科衛生士に適宜相談をすることにより自らの歯及び口腔の状態を把握するとともに、必要に応じて歯科医療又は保健指導を受けることによりその改善に努めるものとする。

(3) 父母その他の保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。)は、子どもの歯及び口腔の健康状態に注意し、子どもの歯科疾患の予防及び早期治療、適切な食習慣及び歯磨きの習慣の定着、口腔機能の健やかな発達の促進その他の子どもの歯及び口腔の健康づくりの推進に取り組むよう努めるものとする。

8 生涯にわたる歯及び口腔の健康づくり

県は、生涯にわたる歯及び口腔の健康づくりを推進するため、次に掲げる事項に関する施策を実施するものとする。

(1) 県民の生涯にわたる全身の健康づくりのため、県民が歯及び口腔の健康づくりに主体的に取り組むための情報の提供、知識の普及啓発及び意識の向上

(2) かかりつけの歯科医を持つこと並びに定期的な歯科健診の受診及び必要に応じた歯科医療又は保健指導を受けることの促進

(3) 食育を通じた健全な食生活の実現及び適切な食習慣の定着

(4) 喫煙による歯及び口腔の健康への悪影響の防止

9 妊産婦に対する歯及び口腔の健康づくり

県は、母体の健康の保持並びに胎児及び乳児の健全な発育のため、妊産婦を対象とした歯科健診及び保健指導の充実に関する施策を実施するものとする。

10 乳幼児期及び学齢期における歯及び口腔の健康づくり

県は、子どもの健やかな成長を促し、乳幼児期及び学齢期における歯及び口腔の健康づくりを推進するため、次に掲げる事項に関する施策を実施するものとする。

(1) フッ化物を用いること等の科学的根拠に基づくむし歯の予防

(2) 適切な食習慣及び歯磨きの習慣を定着させるための保健指導及び健康教育の充実による歯肉炎の予防

(3) 食育を通じて十分に咀嚼して食べる習慣を定着させること等による口腔機能の健やかな発達の促進

11 青年期及び成人期における歯及び口腔の健康づくり

県は、青年期及び成人期における歯及び口腔の健康づくりを推進するため、次に掲げる事項に関する施策を実施するものとする。

(1) 糖尿病その他の生活習慣病の重症化を予防する観点からの歯周病の予防、早期発見及び症状改善に関する取組の促進

(2) むし歯、歯周病、口腔がんその他の歯科疾患の予防及び早期発見のための定期的な歯科健診及び保健指導を受ける機会の確保

12 高齢期における歯及び口腔の健康づくり

県は、高齢期における歯及び口腔の健康づくりを推進するため、次に掲げる事項に関する施策を実施するものとする。

(1) むし歯又は歯周病による歯の喪失の予防

(2) オーラルフレイル対策(心身の機能の低下につながる口腔機能の低下を早期に把握し、回復させ、及び未然に防ぐための取組をいう。以下同じ。)の推進並びにオーラルフレイル対策の重要性に関する知識の普及及び啓発

(3) 口腔機能の維持向上を通じた介護予防(介護保険法に規定する介護予防をいう。)に関する取組の促進

13 口腔衛生の管理及び口腔機能の維持に配慮を要する者に対する歯及び口腔の健康づくり

県は、口腔衛生の管理及び口腔機能の維持に配慮を要する者に対する歯及び口腔の健康づくりを推進するため、次に掲げる事項に関する施策を実施するものとする。

(1) 心身に障害のある者、介護を必要とする者、退院支援(退院後の適切な療養のための支援をいう。)を必要とする者、認知症である者、医療的ケア児(医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律に規定する医療的ケア児をいう。)その他の口腔衛生の管理及び口腔機能の維持に配慮を要する者が、適切に口腔衛生の管理、歯科健診、歯科医療及び保健指導を受けられる体制の整備並びにこれらの者の介護又は支援に携わる者に対する支援

(2) 誤嚥性肺炎(嚥下に伴う肺炎をいう。)を予防するための適切な口腔衛生の管理及び口腔機能の維持向上

(3) 健康状態の悪化の原因となる栄養不足の予防のための口腔機能の維持向上

(4) 多職種連携（歯科医療関係者、医療関係者、教育保育関係者、福祉関係者、食育関係者その他の関係者の連携をいう。）の体制の整備及び地域包括ケアシステム（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する地域包括ケアシステムをいう。）の構築

#### 14 歯及び口腔の健康づくりの推進のための体制の整備

県は、歯及び口腔の健康づくりの推進のための体制を整備するため、次に掲げる事項に関する施策を実施するものとする。

- (1) 居住する地域にかかわらず、適切な歯科保健医療サービスの提供を受けることができる体制の整備
- (2) 歯及び口腔の健康づくりに携わる人材の安定的な確保、養成及び資質の向上
- (3) 周術期（手術の前後にわたる期間をいう。）の患者及びがん、糖尿病その他の疾患を有する患者の口腔機能の管理を適切に行うための医療関係者と歯科医療関係者の連携の推進及びかかりつけの診療所の歯科医と病院の専門医の連携の推進
- (4) 災害の発生時又は感染症のまん延時における中長期的な歯科保健医療サービスの提供体制の確保及び当該提供体制の平時からの整備

#### 15 実態調査等

県は、歯及び口腔の健康づくりの取組状況、歯科疾患に関する実態並びに健康づくり推進条例に規定する基本計画及び実施計画の進捗を把握するため、おおむね5年ごとに調査を実施し、当該調査の結果を、歯及び口腔の健康づくりに関する施策に反映させるものとする。

#### 16 その他歯及び口腔の健康づくりの推進のための措置

8から15までに定めるもののほか、県、市町、歯科医療関係者、医療関係者、教育保育関係者、福祉関係者、食育関係者、事業者、医療関係者その他の関係者は、歯及び口腔の健康づくりを推進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 17 啓発月間

県は、県民の間に広く歯及び口腔の健康づくりについての関心と理解を深めるとともに、歯及び口腔の健康づくりが積極的に行われるようにするため、歯及び口腔の健康づくりに関する啓発月間を設けるものとする。

#### 18 財政上の措置 県は、歯及び口腔の健康づくりを推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 19 補則

この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定めるものとする。

#### ◎兵庫県立自然公園条例の一部を改正する条例（条例第19号）

自然公園法の一部改正により、地域の主体的な取組による国立公園及び国定公園の利用の増進を図るため、利用拠点の質の向上及び質の高い自然体験活動の促進のための協議会の設置及び計画の認定に係る制度が創設されること等を踏まえ、県立自然公園についても、同様の制度を創設する等所要の整備を行うこととした。

#### ◎知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第20号）

神戸市に管理権限を委譲する二級河川について、当該河川の用に供される国有財産に係る立入り及び境界確定に関する事務を神戸市に移管する等、所要の整備を行うこととした。

#### ◎景観の形成等に関する条例の一部を改正する条例（条例第21号）

- 1 景観形成地区又は広域景観形成地域内の最も特徴的で優れた景観を有する区域において、その景観の形成を図るため、景観形成重点区域の指定制度を創設することとした。
- 2 歴史的又は文化的な背景を有する等貴重な価値があるものの、景観形成地区等又は景観形成重要建造物等の指定に至っていないものについて、その価値と魅力を更に高めるため、景観遺産の登録制度を創設することとした。

#### ◎空家等活用促進特別区域の指定等による空家等の活用の促進に関する条例（条例第22号）

空家等活用促進特別区域の指定等に関して必要な事項を定めることにより、空家等の活用の促進を図り、もって適切な管理が行われていない空家等が地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことを防止するとともに、移住、定住及び地域間の交流の促進並びに地域の活性化に寄与することを目的として、条例を制定することとした。

#### 1 定義

この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによるものとする。

- (1) 空家 建築物又はこれに附属する工作物であつて、居住その他の使用がなされていないことが常態であるものその他これに準ずるものとして規則で定めるもの（国又は地方公共団体が所有し、又は管理するも

のを除く。)をいう。

- (2) 空家等 空家及び空家の敷地（立木その他の土地に定着する物を含み、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。以下(2)において同じ。）並びに空家及び空家の敷地に係る跡地（以下「空家の跡地等」という。）をいう。

## 2 基本理念

空家等の活用は、地域の生活環境の保全及び向上、移住、定住及び地域間の交流の促進並びに地域の活性化に資することを旨として、県、市町、空家等の所有者、空家等の活用に係る事業者及び団体並びに県民が相互に連携を図りながら協働して推進するものとする。

## 3 県の責務

県は、2に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、空家等の活用の促進に関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

## 4 市町の責務

市町は、基本理念にのっとり、県が実施する空家等の活用の促進に関する施策に協力するとともに、その地域に応じた空家等の活用の促進に関する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めるものとする。

## 5 空家等の所有者の役割

空家等の所有者は、基本理念にのっとり、自ら進んで、空家等の活用の重要性に関する理解と関心を深め、県及び市町が実施する空家等の活用の促進に関する施策に協力するとともに、空家等を積極的に活用するものとする。

## 6 空家等の活用に係る事業者及び団体の役割

空家等の活用に係る事業を行う事業者及び団体は、基本理念にのっとり、県及び市町が実施する空家等の活用の促進に関する施策に協力するとともに、自らの事業活動を通じて、空家等の積極的な活用を努めるものとする。

## 7 県民の役割

県民は、基本理念にのっとり、空家等の活用の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるとともに、県及び市町が実施する空家等の活用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

## 8 空家等活用促進特別区域の指定の申出等

- (1) 市町長は、知事に対し、当該市町の区域内であって、空家等の活用を特に促進する必要がある区域について、規則で定めるところにより、空家等活用促進特別区域として指定することを申し出ることができるものとする。

- (2) 市町長は、(1)による申出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならないものとする。

ア 空家等活用促進特別区域の名称及び区域

イ 空家等活用促進特別区域における空家に係る現況及び課題

ウ 空家等活用促進特別区域における空家等の活用を促進するための方針（以下「空家等活用方針」という。）

エ 継続的に空家等の活用を促進するための体制

- (3) 空家等活用方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 空家等の活用に係る目標

イ 市町と連携して空家等の活用に係る事業を行う団体（以下「市町連携団体」という。）の名称及び所在地並びに当該事業の内容

ウ 空家等の活用の促進に関する施策

エ アからウまでに掲げるもののほか、規則で定める事項

- (4) 空家等活用方針には、次に掲げる事項を定めることができるものとする。

ア 通行の安全及び居住環境の向上を図るため拡幅その他の措置を行う必要がある狭あい道路（幅員4メートル未満の道路をいう。以下同じ。）の拡幅に関する方針

イ 通行の安全及び居住環境の向上を図るため特に拡幅その他の措置を行う必要があると認められる建築基準法第42条第2項の規定により指定された道（以下「重点整備道路」という。）の位置及び範囲

ウ 特に市街地の整備改善の必要性が高いと認められる地区（以下「重点整備地区」という。）に関する次に掲げる事項

(ア) 重点整備地区の位置及び範囲

(イ) 重点整備地区における整備方針

(ウ) 重点整備地区における建築基準法の規定（規則で定めるものに限る。20において同じ。）の運用に関する提案（都市計画区域又は準都市計画区域の存する市町に限る。）

エ 都市計画法の規定（規則で定めるものに限る。21において同じ。）の運用に関する提案

(5) 市町長は、(4)ウ(ウ)又はエに掲げる事項を定めるに当たっては、あらかじめ、知事と協議しなければならないものとする。ただし、次の場合を除くものとする。

ア 特定行政庁である市町長が(4)ウ(ウ)に掲げる事項を定めるとき。

イ 都市計画法（地方自治法の一部を改正する法律の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する指定都市等又は都市計画法に規定する事務処理市町村である市町（以下「指定都市等の市町」という。）の長が(4)エに掲げる事項を定めるとき。

## 9 空家等活用促進特別区域の指定等

(1) 知事は、8(1)による申出があった場合において、当該申出に係る区域において空家等の活用の促進を図るための特別の措置を講ずる必要があると認めるときは、当該区域を空家等活用促進特別区域として指定するものとする。

(2) 知事は、(1)により空家等活用促進特別区域を指定しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、当該空家等活用促進特別区域の指定の案を、当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供するものとする。

(3) (2)による公告があったときは、当該空家等活用促進特別区域内の土地及び建築物の所有者又は管理者、当該空家等活用促進特別区域内の住民並びに利害関係人は、(2)の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された当該空家等活用促進特別区域の指定の案について、知事に意見書を提出することができるものとする。

(4) 知事は、空家等活用促進特別区域を指定しようとするときは、あらかじめ、空家等活用特区審議会の意見を聴くものとする。

(5) 知事は、(4)により空家等活用促進特別区域の指定の案について空家等活用特区審議会の意見を聴こうとするときは、(3)により提出された意見書の要旨を、空家等活用特区審議会に提出するものとする。

(6) 知事は、空家等活用促進特別区域を指定したときは、規則で定めるところにより、その旨及びその区域を告示するとともに、関係図書を公衆の縦覧に供するものとする。

## 10 指定の変更

8及び9は、空家等活用促進特別区域の指定の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）について準用するものとする。

## 11 空家に関する情報に係る届出

(1) 知事は、空家等活用促進特別区域内の空家について、活用を図る必要があると認めるときは、当該空家の所有者にその旨を通知するものとする。

(2) (1)による通知を受けた者（以下「届出対象空家所有者」という。）は、次に掲げる事項を知事に届け出なければならないものとする。

ア 空家の所有者の氏名又は名称及び住所又は所在地

イ 空家の所在地、構造、規模及び建築時期

ウ 空家の利用及び管理の状況

エ 空家の活用又は管理に係る計画

オ 市町連携団体に対するアからエまで及びカに掲げる事項に係る情報の提供についての同意の有無

カ アからオまでに掲げるもののほか、規則で定める事項

(3) (2)による届出をした者は、その届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならないものとする。

(4) (2)又は(3)による届出をした者は、これらの届出に係る建築物又はこれに附属する工作物が空家でなくなったときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならないものとする。

(5) 知事は、(1)による通知をしたとき又は(2)から(4)までによる届出を受理したときは、(1)の通知に係る空家の所在する市町の長に対し、当該通知に係る空家の情報又は当該届出に係る空家の情報（以下「届出情報」という。）を提供するものとする。

## 12 空家に関する情報の提供

(1) 知事は、市町連携団体に対し、届出情報の提供を行うものとする。ただし、当該届出情報を提供するこ

とについて当該届出情報に係る届出対象空家所有者の同意が得られない場合は、この限りでないものとする。

(2) 市町連携団体は、(1)により届出情報の提供を受けたときは、空家等の流通その他の方法による空家等の活用のために、当該届出情報を有効に活用するものとする。

#### 13 秘密保持義務

12(1)により届出情報の提供を受けた市町連携団体(当該市町連携団体が法人である場合にあっては、その役員)若しくはその職員その他の当該届出情報を利用して空家等の活用に係る事業の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該届出情報に関して知り得た秘密を漏らしてはならないものとする。

#### 14 住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例に関する調査

(1) 市町は、空家等活用促進特別区域内において、空家等の活用を促進するため、地方税法の住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の規定の適用に当たっては、あらかじめ、11(5)により把握した情報を踏まえて調査を行うよう努めるものとする。

(2) 県は、地方税法の住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の規定の適用について、市町に対する情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

#### 15 道路の拡幅に係る整備

(1) 空家等活用促進特別区域内の狭あい道路の管理者又は狭あい道路の用に供する土地若しくは狭あい道路に接する土地の所有者は、当該空家等活用促進特別区域における空家等活用方針に基づき、通行上支障がない形状となるよう当該狭あい道路の拡幅に努めるものとする。

(2) 市町は、狭あい道路の拡幅に関する施策について周知を図るとともに、当該施策を計画的に実施するものとする。

#### 16 重点整備道路における道路内の支障物件の設置の制限

重点整備道路においては、建築基準法第42条第2項の規定により同条第1項の道路とみなされる道路の境界線とみなされる範囲内(当該範囲内に含まれる道路交通法に規定する道路の部分を除く。)に通行上支障となる物件(容易に移動させることができるもの並びに建築物及び敷地を造成するための擁壁を除く。以下「支障物件」という。)を設置してはならないものとする。ただし、知事が公益上やむを得ないと認めた場合においては、この限りでないものとする。

#### 17 勧告等

(1) 知事は、16に違反している者に対し、必要な指導をすることができるものとする。

(2) 知事は、(1)による指導をした場合において、その者がなお16に違反していると認めるときは、当該者に対し、相当の猶予期限を付けて、支障物件の除却その他必要な措置をとるべきことを勧告することができるものとする。

(3) 知事は、(2)による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができるものとする。

(4) 知事は、(3)による命令を受けた者が、正当な理由なくその命令に従わなかったときは、その旨を公表することができるものとする。

#### 18 建築基準条例の特例

重点整備地区内に所在する建築物であって、その敷地が幅員4メートル以上の道路又は重点整備道路に接するもののうち、規則で定める基準に適合するものについては、建築基準条例第4条の一定の建築物の敷地は建築基準法第42条第1項の道路に4メートル以上接しなければならない旨の規定は適用しないものとする。

#### 19 市街化を促進しない開発行為等

(1) 空家等活用促進特別区域内の市街化調整区域(指定都市等の市町の区域を除く。以下同じ。)における次に掲げる開発行為は、都市計画法に規定する条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定める開発行為として開発許可をすることができるものとする。

ア 空家の跡地等において、従前と同一の用途に供される建築物の建築(建築基準法に規定する建築をいう。以下同じ。)(規則で定めるものに限る。)の用に供する目的で行う開発行為

イ 建築がされた日から10年以上(規則で定める場合にあっては、規則で定める期間)を経過した空家の従前の用途を変更し、空家等活用方針に則した用途に供される建築物の建築(規則で定めるものに限る。)の用に供する目的で行う開発行為



(2) 空家等活用促進特別区域内の市街化調整区域における次に掲げる建築物の新築、改築又は用途の変更(以下「新築等」という。)は、都市計画法施行令に規定する条例で区域、目的又は用途を限り定める建築物の新築等として新築等の許可をすることができるものとする。

ア 空家の跡地等において、従前と同一の用途に供される建築物の新築等(規則で定めるものに限る。)

イ 建築がされた日から10年以上(規則で定める場合にあつては、規則で定める期間)を経過した空家の従前の用途を変更し、空家等活用方針に則した用途に供される建築物の新築等(規則で定めるものに限る。)

#### 20 建築基準法の運用における配慮

(1) 知事は、重点整備地区内における建築基準法の規定の運用に当たっては、空家等活用方針に基づく空家等の活用の促進が図られるよう適切な配慮をするものとする。

(2) 特定行政庁である市町長は、重点整備地区内における建築基準法の規定の運用に当たっては、空家等活用方針に基づく空家等の活用の促進が図られるよう適切な配慮をするよう努めるものとする。

#### 21 都市計画法の運用における配慮

(1) 知事は、空家等活用促進特別区域における都市計画法の規定の運用に当たっては、空家等活用方針に基づく空家等の活用の促進が図られるよう適切な配慮をするものとする。

(2) 指定都市等の市町の長は、空家等活用促進特別区域における都市計画法の規定の運用に当たっては、空家等活用方針に基づく空家等の活用の促進が図られるよう適切な配慮をするよう努めるものとする。

#### 22 報告徴収及び立入調査

(1) 知事は、この条例の施行に必要な限度において、空家等の所有者その他の関係者に対し、必要な事項について報告を求めることができるものとする。

(2) 知事は、17の施行に必要な限度において、当該職員に、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地にある物件を調査させることができるものとする。

(3) (2)により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならないものとする。

(4) (2)による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならないものとする。

#### 23 財政上の措置等

県は、空家等活用促進特別区域における空家等の活用を促進するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

#### 24 補則

この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定めるものとする。

#### 25 空家等活用特区審議会

(1) 空家等活用促進特別区域の指定等による空家等の活用の促進に関する重要事項を調査審議するため、空家等活用特区審議会(以下「審議会」という。)を置くものとする。

(2) 審議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議するものとする。

ア 9(1)(10)において準用する場合を含む。)による空家等活用促進特別区域の指定又は変更に関すること。

イ アに掲げるもののほか、空家等活用促進特別区域の指定等による空家等の活用の促進に関する重要事項に関すること。

(3) 審議会の委員は、空家等の活用について知識経験を有する者のうちから知事が委嘱するものとする。

(4) (1)から(3)までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定めるものとする。

#### ◎兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(条例第23号)

社会情勢の変化に伴い住居を確保することが困難になっている60歳未満の単身者が、普通県営住宅に入居することができるよう、入居者の資格から現に同居し、又は同居しようとする親族がある旨の要件を廃止する等所要の整備を行うこととした。

#### ◎建築基準条例の一部を改正する条例(条例第24号)

日影による中高層の建築物の高さの制限(以下「日影規制」という。)について、地域の発展に資する開発整備、近年の共働き世帯の増加等を踏まえた良質な都市型住宅の整備等のまちづくりのニーズに的確に対応するため、市町の意見を踏まえて知事が指定する区域を日影規制の対象となる区域から除くことができるよう、所要の整備を行うこととした。

◎都市計画法施行条例の一部を改正する条例（条例第25号）

都市計画法及び同法施行令の一部改正により、条例で市街化調整区域において開発行為及び建築物の新築等を行うことのできる区域を定める際に災害の防止等の事情を考慮することが明確化されたことを踏まえ、当該条例で定める区域指定等の基準の見直しを行う等所要の整備を行うこととした。

◎収入証紙条例及び警察手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第26号）

県民の利便性の向上を図るため、収入証紙により徴収する旨定めている手数料について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により徴収することができるものとし、所要の整備を行うこととした。

◎兵庫県学校教職員定数条例の一部を改正する条例（条例第27号）

公立学校における児童生徒数の増減等を踏まえ、学校教職員の定数を改めることとした。

◎兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第28号）

- 1 医師の確保により安定的かつ継続的に専門医療を提供する体制が整ったことに伴い、兵庫県立淡路医療センターの診療科目について所要の整備を行うこととした。
- 2 兵庫県立はりま姫路総合医療センターにおける精神病床の確保のため、兵庫県立ひょうごこころの医療センターにおける病床を削減することとした。
- 3 近年の患者の動向の変化等を考慮し効率的な病院運営を図るため、兵庫県立がんセンターにおける病床を削減することとした。

◎行財政の運営に関する条例の一部を改正する条例（条例第29号）

県政改革を継続的かつ効果的に推進し、もって時代の変化や県民の要請に的確に対応できる持続可能な行財政基盤を確立するため、県政改革方針を定めるとともに、当該方針について毎年度見直しを行うこととする等所要の整備を行うこととした。

条 例

使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

(以下別紙1のとおり)



兵庫県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

(以下別紙2のとおり)



部制条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

(以下別紙3のとおり)



兵庫県職員定数条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

(以下別紙4のとおり)



職員の給与等に関する条例及び公立学校教育職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

(以下別紙5のとおり)



特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

(以下別紙6のとおり)



職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

(以下別紙7のとおり)



恩給条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

(以下別紙8のとおり)



個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

(以下別紙9のとおり)



兵庫県立兵庫津ミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

(以下別紙10のとおり)



後期高齢者医療財政安定化基金の管理等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

(以下別紙11のとおり)



歯及び口腔<sup>くわう</sup>の健康づくり推進条例をここに公布する。

令和4年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

(以下別紙12のとおり)



兵庫県立自然公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

(以下別紙13のとおり)



知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

(以下別紙14のとおり)



景観の形成等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

(以下別紙15のとおり)



空家等活用促進特別区域の指定等による空家等の活用の促進に関する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

(以下別紙16のとおり)



兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

(以下別紙17のとおり)



建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

(以下別紙18のとおり)



都市計画法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

(以下別紙19のとおり)



収入証紙条例及び警察手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

(以下別紙20のとおり)



兵庫県学校教職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

(以下別紙21のとおり)



兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

(以下別紙22のとおり)



行財政の運営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

(以下別紙23のとおり)

告 示

兵庫県告示第425号

昭和46年兵庫県告示第223号(建築計画概要書等の閲覧の場所及び閲覧に関する規程)の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

題名中「閲覧の場所及び閲覧」を「閲覧等」に改める。

第1条中「規定に基づき、」を「規定に基づく」に、「閲覧に関して」を「閲覧の場所及び閲覧に関する規程のほか、概要書等の写しの交付に関して」に改める。

第2条中「建築物の敷地又は道路の位置」を「建築物の敷地の所在地、工作物の築造場所又は指定道路の用地の所在地」に改める。

第4条中「閲覧しようとする者」の右に「(以下「閲覧者」という。)」を加え、「閲覧簿にその住所及び氏名並びに閲覧理由を記入して閲覧の申請をしなければならない」を「概要書等の閲覧に係る申出書に閲覧の対象となる概要書等を特定する情報のほか、閲覧者の住所及び氏名並びに閲覧の目的を記入して申出をしなければならない」に改める。

第6条中「概要書等の閲覧を申請し、又は閲覧している者が、」を削り、「該当するときは、当該閲覧を拒否し、又は当該閲覧の停止を命ずることがある」を「該当する者に対し、概要書等の閲覧を拒否し、又は停止することができる」に改め、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第93条の2の規定の趣旨を逸脱して明らかに営業の目的等のために閲覧の申出をしていると認められる者

第6条の次に次の2条を加える。

(概要書等の写しの交付)

第7条 概要書等の写しの交付を受けようとする者(以下「交付申請者」という。)は、第2条に定める閲覧所において、使用料及び手数料徴収条例(平成12年兵庫県条例第12号)に定める手数料を添えて交付の申請をしなければならない。この場合、交付申請者は、概要書等の写しの交付に係る申請書に交付の対象となる概要書等を特定する情報のほか、交付申請者の住所及び氏名並びに交付の申請の目的を記入して申請をしなければならない。

2 知事は、第1項の申請があったときは、交付申請者が法第93条の2の規定の趣旨を逸脱して明らかに営業の目的等のために概要書等の写しの交付を申請していると認められる場合を除き、これを交付するものとする。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、同規程の運用に関して必要な事項は、知事が定める。



兵庫県告示第426号

平成16年兵庫県告示第110号(建築基準法の規定による区域の指定及び数値の決定)の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

表容積率を定める区域欄中「都市計画法(昭和43年法律第100号)第5条第1項」を「都市計画法(昭和43年法律第100号)第5条第1項」に、「及び三木市、加東市」を「並びに三木市及び加東市」に、「各市毎」を「市ごと」に、「ただし都市計画法」を「ただし、都市計画法」に、「区域を除く(施行日以後定められ又は変更された区域を含む。以下同じ。)」を「区域(施行日以後定められ又は変更された区域を含む。以下同じ。)」を除く」に、「都市計画法第5条第1項」を「都市計画法第5条第1項」に改め、「及び都市計画法第4条第9項に定

める地区計画等の区域内において建築基準法第68条の2第1項の規定により建築物の容積率の最高限度が定められた区域」を削り、「淡路市役所において縦覧に供する。）」の右に「及び都市計画法第4条第9項に定める地区計画等の区域内において建築基準法第68条の2第1項の規定により建築物の容積率の最高限度が定められた区域」を加える。



#### 兵庫県告示第427号

平成16年兵庫県告示第111号（建築基準法の規定による区域の指定及び数値の決定）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

表建蔽率を定める区域欄中「都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第1項」を「都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第1項」に、「加東市」を「及び加東市」に、「各市毎」を「市ごと」に、「区域を除く（施行日以後定められ又は変更された区域を含む。以下同じ。）」を「区域（施行日以後定められ又は変更された区域を含む。以下同じ。）を除く」に、「都市計画法第5条第1項」を「都市計画法第5条第1項」に改め、「及び都市計画法第4条第9項に定める地区計画等の区域内において建築基準法第68条の2第1項の規定により建築物の建蔽率の最高限度が定められた区域」を削り、「並びに相生市」を「、相生市」に、「同郡新温泉町」を「及び同郡新温泉町」に、「各市町毎」を「市町ごと」に、「所管する県民局」を「所管する県民局又は県民センター」に改め、「各町役場において縦覧に供する。）」の右に「並びに都市計画法第4条第9項に定める地区計画等の区域内において建築基準法第68条の2第1項の規定により建築物の建蔽率の最高限度が定められた区域」を加える。

別紙1

兵庫県条例第7号

使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例

(使用料及び手数料徴収条例の一部改正)

第1条 使用料及び手数料徴収条例(平成12年兵庫県条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表第3の11の部中「7,000円」を「10,400円」に改め、同表12の部(14)の款中「9,300円」を「11,600円」に、「8,800円」を「11,100円」に、「8,700円」を「10,300円」に、「8,200円」を「9,800円」に改め、同部(15)の款中「7,900円」を「9,000円」に、「7,400円」を「8,500円」に、「6,200円」を「7,200円」に、「5,700円」を「6,700円」に改め、同表16の部(3)の款中「7,000円」を「8,200円」に改め、同表21の部(3)の款中「2,100円」を「2,700円」に改め、同表24の部(7)の款中「110,000円」を「98,000円」に改め、同部(9)の款中「17,000円」を「15,000円」に改め、同部(20)の款中「21,400円」を「23,200円」に、「20,900円」を「22,700円」に改め、同表26の部(4)の款中「、陶磁器製造」を削る。

別表第4の3の部(1)の款中「栄養士免許手数料」を「栄養士免許申請手数料」に改め、「の免許」の右に「の申請に対する審査」を加え、同表15の部(1)の款中「家畜商免許手数料」を「家畜商免許申請手数料」に改め、「の免許」の右に「の申請に対する審査」を加え、同表21の部(41)の5の款の次に次のように加える。

(41)の6	建築 計画概要書等 の写しの交付 手数料	建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第11条の3第1項各号に掲げる書類の写しの交付	1通につき400円
--------	-------------------------------	---	-----------

別表第4の37の部(1)の款中「、第63条第3項第5号イ若しくは第68条の69第3項第5号イ」を「若しくは第63条第3項第5号イ」に改め、同部(2)の款中「、第63条第3項第6号若しくは第68条の69第3項第6号」を「若しくは第63条第3項第6号」に改め、同表60の2の部を同表60の3の部とし、同表60の部の次に次のように加える。

60の2 マンションの管理の適正化の推進に関する法律に関する手数料

名称	事務の区分			金額
(1) 管理 計画認 定申請 手数料	マンション の管理の適 正化の推進 に関する法 律(平成12 年法律第 149号。以下 この部にお いて「法」 という。) 第5条の3 第1項の規	法第91条第1項に規定 するマンション管理適 正化推進センター(以下 この部において「センタ ー」という。)により法 第5条の4各号に掲げ る基準(同条第4号に掲 げる基準にあつては、法 第3条の2第2項第4 号に規定する都道府県 等マンション管理適正 化指針に係る部分を除	長期修繕計画(マ ンションの管 理の適正化の推 進に関する法律 施行規則(平成 13年国土交通省 令第110号。以下 この部において 「省令」という 。)第1条の2 第1項第2号に 規定する長期修	8,500円

別紙 1

	定に基づく管理計画の認定の申請に対する審査	く。以下この部において「国基準」という。)に適合すると認められた管理計画である場合	繕計画をいう。以下この部において同じ。)の数が1である場合	
			長期修繕計画の数が2以上である場合	8,500円に1を超える長期修繕計画の数に4,600円を乗じて得た額を加算した金額
		その他の場合	長期修繕計画の数が1である場合	30,000円
			長期修繕計画の数が2以上である場合	30,000円に1を超える長期修繕計画の数に17,000円を乗じて得た額を加算した金額
(2) 管理計画認定更新申請手数料	法第5条の6第1項の規定に基づく管理計画の認定の更新の申請に対する審査	センターにより国基準に適合すると認められた管理計画である場合	長期修繕計画の数が1である場合	8,500円
			長期修繕計画の数が2以上である場合	8,500円に1を超える長期修繕計画の数に4,600円を乗じて得た額を加算した金額
		その他の場合	長期修繕計画の数が1である場合	30,000円
			長期修繕計画の数が2以上である場合	30,000円に1を超える長期修繕計画の数に17,000円を乗じて得た額を加算した金額



別紙 1

(3) 管理 計画変 更認定 申請手 数料	法第5条の 7第1項の 規定に基づ く管理計画 の変更の認 定の申請に 対する審査	法第5条の4第1号及 び第2号に掲げる基準 (以下この部において 「長期修繕計画に關す る基準」という。)に適 合するかどうかの認定 を要するものである場 合(省令第1条の5第4 号に掲げる基準(以下こ の部において「管理規約 に関する基準」という。 )に適合するかどうかの 認定を要するものであ る場合を除く。)	変更に係る長期 修繕計画の数が 1である場合	10,000円
		管理規約に関する基準 に適合するかどうかの 認定を要するものであ る場合(長期修繕計画に 關する基準に適合する かどうかの認定を要す るものである場合を除 く。)	変更に係る長期 修繕計画の数が 2以上である場 合	10,000円に1を 超える変更に係 る長期修繕計画 の数に5,500円 を乗じて得た額 を加算した金額
	管理規約に関する基準 に適合するかどうかの 認定を要するものであ る場合(長期修繕計画に 關する基準に適合する かどうかの認定を要す るものである場合を除 く。)	変更に係る管理 規約の数が1で ある場合	8,400円	
		変更に係る管理 規約の数が2以 上である場合	8,400円に1を 超える変更に係 る管理規約の数 に4,500円を乗 じて得た額を加 算した金額	
	長期修繕計画に関する 基準及び管理規約に關 する基準に適合するか どうかの認定を要する ものである場合	変更に係る長期 修繕計画及び管 理規約のそれぞ れの数が1であ る場合	18,000円	
		変更に係る長期 修繕計画又は管 理規約のいずれ かの数が2以上 である場合	18,000円に1を 超える変更に係 る長期修繕計画 の数に5,500円 を乗じて得た額 及び1を超える 変更に係る管理 規約の数に 4,500円を乗じ て得た額を加算 した金額	
	その他の場合			1,000円

別紙 1

別表第4の69の部を同表70の部とし、同表68の部の次に次のように加える。

69 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律に関する手数料

名称	事務の区分			金額	
(1) 畜舎建築利用計画認定申請手数料	畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律(令和3年法律第34号。以下この部において「法」という。)第3条第1項の規定に基づく畜舎建築利用計画の認定の申請に対する審査	床面積の合計が3,000平方メートル以内のもの		6,300円	
		建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関により作成された法第3条第3項第4号の規定に適合する畜舎建築利用計画であると認める旨の書類(以下この部において「適合証」という。)が添付されている場合	床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの	7,700円	
		その他の場合		床面積の合計が3,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	228,700円
				床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	345,700円
				床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	616,700円
(2) 畜舎建築利用計画変更認定申請手数料	法第4条第1項の規定に基づく畜舎建築利用計画の変更の認定の申請に対する審査	床面積の合計が3,000平方メートル以内のもの		6,300円	
		法第3条第3項第4号の規定に適合するかどうかの認定を要するものである場合	適合証が添付されている場合	床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの	7,700円

別紙1

		その他 の場合	床面積の合計 が3,000平方メ ートルを超え1 0,000平方メー トル以内のも の	228,700円
			床面積の合計 が10,000平方 メートルを超 え50,000平方 メートル以内 のもの	345,700円
			床面積の合計 が50,000平方 メートルを超 えるもの	616,700円
		その他の場合	床面積の合計が3,000平 方メートルを超えるもの	7,700円

(兵庫県立広域防災センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 兵庫県立広域防災センターの設置及び管理に関する条例（平成16年兵庫県条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

区分	使用料
----	-----

」

を

「

区分		使用料		備考
研修宿泊 施設	防災研修 又は防災 学習のた めセンタ ーの施設 を利用す る場合	1人1泊につき	3,000円	「1泊」とは、16時 から翌日の10時まで の利用をいう。
	その他の 場合	1人1泊につき	6,000円	

」

に改める。

別紙1

(兵庫県立尼崎青少年創造劇場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 兵庫県立尼崎青少年創造劇場の設置及び管理に関する条例(昭和53年兵庫県条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

練習室	A	1,300	1,700	1,900	3,000	3,600	4,900
	B	900	1,200	1,200	2,100	2,400	3,300
展示室		1日につき 8,800円					

」

を

「

練習室	A	1,300	1,700	1,900	3,000	3,600	4,900
	B	900	1,200	1,200	2,100	2,400	3,300

」

に改める。

(兵庫県立嬉野台生涯教育センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 兵庫県立嬉野台生涯教育センターの設置及び管理に関する条例(昭和54年兵庫県条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

附属設備	別に教育委員会規則で定める額
------	----------------

(兵庫県立総合衛生学院の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 兵庫県立総合衛生学院の設置及び管理に関する条例(昭和46年兵庫県条例第58号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「次の」を「別表の」に改め、同項各号を削る。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第4条関係)

学科	授業料	入学料		入学考査料
		甲	乙	
助産学科	月額 12,500円	16,000円	24,000円	13,000円
看護学科	月額 7,750円	16,000円	24,000円	4,400円
歯科衛生学科	月額 17,250円	17,000円	26,000円	5,800円

備考 入学料の甲欄は、入学の日の1年前から引き続き兵庫県内に住所を有する者又はその配偶者若しくは1親等の親族である者に、乙欄は、その他の者に適用する。

(兵庫県立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第6条 兵庫県立体育施設の設置及び管理に関する条例(平成24年兵庫県条例第24号)の一部を次のように改正する。

別表5の部を次のように改める。

5 弓道場

(1) 専用利用

## 別紙1

区分	基準額			備考
	開館時刻から12時まで	13時から閉館時刻まで	開館時刻から閉館時刻まで	
射場	2,500円	3,300円	5,800円	小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒（これらに準ずる学校の児童及び生徒を含む。）が利用する場合は、左欄に掲げるそれぞれの額の2分の1の額とする。
会議室	4,700円	6,300円	11,000円	
利便施設	使用料及び手数料徴収条例別表第1建物使用料の款専用使用の項の規定の例により算定した額			
附属設備	別に教育委員会規則で定める額			

## (2) 共同利用

区分	基準額	備考
射場	1人2時間につき150円。ただし、2時間を超える場合は、1時間につき100円を加算した額とする。	小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒（これらに準ずる学校の児童及び生徒を含む。）が利用する場合は、左欄に掲げる額の2分の1の額とする。この場合において、2分の1の額に50円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはその端数を50円とする。
更衣室	1人1回につき 100円	1 「1回」とは、開館時刻から閉館時刻までの間の利用をいう。 2 小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒（これらに準ずる学校の児童及び

別紙 1

		生徒を含む。)並びに就学前の者が利用する場合は、左欄に掲げる額の2分の1の額とする。 3 射場を利用する者が併せて利用する場合は、無料とする。
--	--	--

(警察手数料徴収条例の一部改正)

第7条 警察手数料徴収条例(平成12年兵庫県条例第38号)の一部を次のように改正する。

別表6の部(5)の款中「1,800円」を「1,600円」に改める。

別表7の部(5)の3の款中「750円」を「1,050円」に改め、同款の次に次のように加える。

(5)の4 運転技能検査手数料	法第97条の2第1項第3号イに規定する運転技能検査を受けようとする者	3,550円
-----------------	------------------------------------	--------

別表7の部(6)の款中「第91条」の右に「又は第91条の2第2項」を加え、「する者」を「するもの」に改め、同部(12)の款中

「

小型特殊自動車免許以外の第1種運転免許又は第2種運転免許を受けている者に対する講習(法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。)	5,100円
小型特殊自動車免許以外の第1種運転免許又は第2種運転免許を受けている者に対する講習(法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)	5,100円(当該認知機能検査の結果が道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第39条に定める基準に該当するものにあつては、7,950円)
小型特殊自動車免許以外の第1種運転免許又は第2種運転免許を受けている者に対する講習(法第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)	5,800円
小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習(法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。)	2,250円

別紙 1

小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）	2,250円（当該認知機能検査の結果が道路交通法施行規則第39条に定める基準に該当するものにあつては、4,450円）
小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（法第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）	2,350円

を

「

法第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許（以下この部において「普通自動車対応免許」という。）を受けている者（法第97条の2第1項第3号イ及びハに掲げる者並びに法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者を除く。）に対する講習	6,450円
普通自動車対応免許を受けている者（法第97条の2第1項第3号イ若しくはハに掲げる者又は法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者に限る。）又は第1種運転免許若しくは第2種運転免許であつて普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習	2,900円

に、

「

法第108条の2第1項第14号に掲げる講習を受けようとする場合	講習1時間につき 2,000円
---------------------------------	--------------------

を

「

法第108条の2第1項第14号に掲げる講習を受けようとする場合	講習1時間につき 2,250円
法第108条の2第1項第15号に掲げる講習を受けようとする場合	講習1時間につき 2,000円

に、

別紙 1

「

	加齢に伴って生じる身体の機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼしていると認められるかどうかの確認及びその結果に基づく指導を行う講習を受けようとする場合	2,650円
政令第37条の6の2第1号に規定する講習を受けようとする場合	加齢に伴って生じる身体の機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼしていないと認められる者に対して行う講習	1,800円
	その他の講習	5,100円（当該講習が認知機能検査の結果について道路交通法施行規則第29条の3第1項の式により算出した数値が76未満の者に対するものである場合にあっては、7,950円）

」

を

「

政令第37条の6の2第1号に規定する講習を受けようとする場合	普通自動車対応免許を受けている者（法第97条の2第1項第3号イ及びハに掲げる者並びに法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者を除く。）に対する講習	6,450円
	普通自動車対応免許を受けている者（法第97条の2第1項第3号イ若しくはハに掲げる者又は法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者に限る。）又は第1種運転免許若しくは第2種運転免許であって普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習	2,900円



## 別紙1

」

に改め、同部(13)の款中「又は同項第13号」を「、第13号又は第14号」に改め、同部(14)の2の款中「道路交通法施行規則」の右に「(昭和35年総理府令第60号)」を加え、同部(15)の款中「1,400円」を「1,450円」に、「800円」を「1,200円」に改める。

## 附 則

## (施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第7条中警察手数料徴収条例別表7の部(5)の3の款の改正規定、同款の次に次のように加える改正規定並びに同部(6)の款、(12)の款、(13)の款、(14)の2の款及び(15)の款の改正規定 令和4年5月13日

(2) 第1条中使用料及び手数料徴収条例別表第3の21の部の改正規定 令和4年7月1日

(3) 第2条の規定 公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日

(4) 第5条の規定 令和6年4月1日

## (経過措置)

2 前項第4号に掲げる規定の施行の日前に兵庫県立総合衛生学院に在学している者の授業料の額については、第5条の規定による改正後の兵庫県立総合衛生学院の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 別紙2

## 兵庫県条例第8号

兵庫県税条例等の一部を改正する条例

(兵庫県税条例の一部改正)

第1条 兵庫県税条例(昭和35年兵庫県条例第63号)の一部を次のように改正する。

第33条第1項第1号中「及び第3号」を「から第4号まで」に改め、同号イ中「第72条の24の7第6項各号」を「第72条の24の7第7項各号」に改め、同項第2号中「ガス供給業(ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第5項に規定する一般ガス導管事業及び同条第7項に規定する特定ガス導管事業以外のもののうち、同条第10項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第47号)附則第22条第1項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者(同項の義務を負う者に限る。)以外の者が行うものを除く。以下この節において同じ。)」を「ガス供給業のうち法第72条の2第1項第2号に規定する導管ガス供給業(第34条及び第44条の2第4項において「導管ガス供給業」という。)」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) ガス供給業のうち、法第72条の2第1項第4号に規定する特定ガス供給業(第34条及び第44条の2第4項において「特定ガス供給業」という。) 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

第34条第1項中「ガス供給業」の右に「(導管ガス供給業及び特定ガス供給業に限る。第44条の2第2項において同じ。)」を加え、「第4項」を「第5項」に改め、同項第1号ウ中「次の表の左欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額を合計した」を「各事業年度の所得に100分の1を乗じて得た」に改め、同号ウの表を削り、同条第2項中「ガス供給業」を「導管ガス供給業」に改め、同条第4項中「もの」の右に「(第33条第1項第1号アに掲げる法人を除く。)」を加え、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号中「その他」を「特別法人以外」に改め、同号を同項第2号とし、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。

- (1) 各事業年度の収入金額に100分の0.48を乗じて得た金額
- (2) 各事業年度の付加価値額に100分の0.77を乗じて得た金額
- (3) 各事業年度の資本金等の額に100分の0.32を乗じて得た金額

第36条第1項中「同項第3号アに掲げる法人」の右に「若しくは同項第4号に掲げる事業を行う法人」を加え、「資本割又は同号イ」を「資本割又は同項第3号イ」に改める。

第37条第1項第1号中「第32条の2第1項」を「第31条第1項」に改め、同項第2号中「第32条の2第2項」を「第31条第2項」に改め、同条第2項中「第32条の3」を「第32条」に改め、同条第6項第1号中「第32条の2第1項」を「第31条第1項」に改め、同項第2号中「第32条の2第2項」を「第31条第2項」に改める。

第44条の2第1項中「第21条の6」を「第21条の7」に、「第20条」を「第19条」に改め、同条に次の1項を加える。

4 導管ガス供給業又は特定ガス供給業とその他の事業とを併せて行う法人で事業税の納税義務があるものは、それぞれの事業に関する経理を区分して行わなければならない。

第48条の2第3項中「第37条の18に」を「第37条の18第1項に」に改め、同条第4項中「ときは」

## 別紙2

の右に「、当該申告書により」を加え、同条第5項中「前項」を「前項前段又は同項後段」に改め、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 知事は、第4項前段又は同項後段の申告がなかった場合においても、当該住宅の取得が第1項又は第3項に規定する要件に該当すると認められるときは、第4項の規定にかかわらず、第1項又は第3項の規定を適用することができる。

第56条第6項中「ときは」の右に「、当該申告書により」を加え、同条第7項中「前項」を「前項前段又は同項後段」に改め、同条に次の1項を加える。

8 知事は、第6項前段又は同項後段の申告がなかった場合においても、当該土地の取得が第1項から第3項までに規定する要件に該当すると認められるときは、第6項の規定にかかわらず、第1項から第3項までの規定を適用することができる。

第59条の3第1項中「第73条の14第6項」を「第73条の14第7項」に改める。

第113条の2第5項中「2年」を「3年」に改める。

附則第9条の4の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第10条の2の2第1項中「第53条第42項（同条第45項及び第46項）」を「第53条第43項（同条第47項及び第48項）」に改める。

附則第11条中「同条第4項第2号」を「同条第5項第1号」に改める。

附則第15条中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第15条の3中「第10条第2号」を「第11条第1項」に、「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第26条第1項中「第9条第6項」を「第9条第7項」に改める。

附則第29条第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第38条中「、「100分の0.4」とあるのは「100分の0.495」と、「100分の0.7」とあるのは「100分の0.835」と」を削り、「「100分の1.2」とあるのは「100分の1.26」と、「100分の0.5」とあるのは「100分の0.525」と、「100分の1」とあるのは「100分の1.18」と、」を「「100分の0.48」とあるのは「100分の0.519」と、「100分の0.77」とあるのは「100分の0.8085」と、「100分の0.32」とあるのは「100分の0.336」と、同条第5項中」に改める。

附則第39条第1項を次のように改める。

第33条第1項第1号に掲げる事業を行う法人のうち資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの（特定目的会社及び投資法人を除く。）若しくは資本若しくは出資を有しないもの又は同条第4項において法人とみなされるものであって、かつ、事業税の課税標準となる各事業年度の所得（法第72条の2第1項第3号に規定する小売電気事業等、同号に規定する発電事業等及び同号に規定する特定卸供給事業（次項及び第3項において「特定電気供給業」という。）に係る所得を除く。）が年7,000万円以下の法人に対する各事業年度における事業税額は、前条の規定により定められた税率を適用して計算した金額から、当該金額と同条の規定の適用がないものとして計算した金額との差額を控除して得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）の合計額とする。

附則第39条第2項中「所得を課税標準とする法人（第33条第1項第3号イに掲げる法人を除

## 別紙2

く。）」を「第33条第1項第2号に掲げる事業を行う法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）、同項第3号に掲げる事業を行う同号アに掲げる法人若しくは同項第4号に掲げる事業を行う法人」に改め、「（特定目的会社及び投資法人を除く。）」を削り、「第33条第4項」を「同条第4項」に、「各事業年度の所得が年7,000万円」を「収入金額（特定電気供給業に係る収入金額を除く。）が年5億6,000万円」に改め、同条第3項中「第33条第1項第3号イに掲げる法人であって」を「第33条第1項第3号に掲げる事業を行う同号イに掲げる法人のうち資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの又は同条第4項において法人とみなされるものであって、かつ」に改め、「収入金額」の右に「（特定電気供給業に係る収入金額に限る。）」を、「所得」の右に「（特定電気供給業に係る所得に限る。）」を加え、同条第4項中「第1項又は第2項」を「前3項」に改め、同条第6項中「第1項中「年5億6,000万円」とあるのは「5億6,000万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」と、第2項中「年7,000万円」とあるのは「7,000万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」を「第1項中「年7,000万円」とあるのは「7,000万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」と、第2項中「年5億6,000万円」とあるのは「5億6,000万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」に改める。

附則第48条第1項を削り、同条第2項中「附則第9条の4の2第1項及び第3項」を「附則第9条の4の2第3項」に、「同条第1項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、同項及び同条第3項」を「同項」に、「令和3年」とあるのは」を「令和3年」とあるのは、」に改め、同項を同条とする。

第2条 兵庫県税条例の一部を次のように改正する。

第19条の2中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改める。

第48条の2第5項中「第53条第1項の規定により当該住宅の取得の事実を申告する際、併せて」を削る。

第53条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（不動産取得税の賦課徴収に関する申告又は報告）」を付し、同条第1項に次のただし書を加える。

ただし、当該不動産の取得について、当該期間内に不動産登記法（平成16年法律第123号）第18条の規定により表示に関する登記又は所有権の登記の申請をした場合（同法第25条の規定により当該申請が却下された場合を除く。）は、この限りでない。

第53条第2項及び第3項を削り、同条の次に次の1条を加える。

第53条の2 法第73条の4から第73条の7までの規定に該当する者は、前条本文に規定する期限までに、その事実を証明するに足る書類を知事に提出しなければならない。

2 知事は、不動産取得税の賦課徴収に関して必要がある場合には、不動産を取得した者に対し、前条各号に掲げる事項その他不動産取得税の賦課徴収に関し必要があると知事が認める事項の申告又は報告を求めることができる。

第55条中「第73条の18第3項」を「第73条の18第4項」に、「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「あわせて」を「併せて」に改める。

第56条第7項中「第53条第1項の規定により当該住宅の取得の事実を申告する際、併せて」を削

## 別紙2

る。

第57条第2項中「第53条第1項の規定により当該土地の取得の事実を申告する際、併せて」を削り、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定による申告書の提出は、次の各号に掲げる土地の取得の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日までに行わなければならない。

(1) 前条第1項第1号の規定の適用を受ける土地の取得 納期限又は当該取得の日から2年を経過する日のいずれか早い日

(2) 前条第2項第1号の規定の適用を受ける土地の取得 納期限又は当該取得の日から1年を経過する日のいずれか早い日

(3) 前条第3項第1号の規定の適用を受ける土地の取得 納期限又は当該取得の日から1年6月を経過する日のいずれか早い日

(4) 前条第3項第2号の規定の適用を受ける土地の取得（当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第59条の2第1項の規定に該当することとなった日前に行われたものに限る。）  
納期限又は当該土地の取得の日から6月を経過する日のいずれか早い日

第59条の2第2項中「第53条第1項の規定により当該住宅の取得の事実を申告する際、併せて」を削り、同条第4項中「第53条第1項の規定により当該住宅の取得の事実を申告する際、併せて」を「納期限又は当該取得の日から6月を経過する日のいずれか早い日までに、」に改める。

第59条の3第2項中「第53条第1項の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際、併せて」を削り、同条第4項中「第53条第1項の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際、併せて」を「納期限又は当該取得の日から1年を経過する日のいずれか早い日までに、」に改める。

第59条の4第2項中「第53条第1項の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際、併せて」を削り、同条第4項中「第53条第1項の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際、併せて」を「納期限又は当該取得の日から2年を経過する日のいずれか早い日までに、」に改める。

第59条の5第4項中「不動産を取得した日から再開発会社」を「、再開発会社」に、「まで、」を「に譲受け予定者が当該建築施設の部分を取得することを証するに足りる書類を、再開発会社が第2種市街地再開発事業の施行に伴い」に、「までに、譲受け予定者若しくは国」を「に国」に改め、「地方公共団体が」の右に「当該不動産を」を加え、「第53条第1項の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際、併せて」を「再開発会社が第2種市街地再開発事業の施行に伴い建築施設の部分を取得した場合にあっては納期限又は建築工事の完了の公告があった日の翌日を経過する日のいずれか早い日までに、再開発会社が第2種市街地再開発事業の施行に伴い公共施設の用に供する不動産を取得した場合にあっては納期限又は公共施設の整備に関する工事の完了の公告の日の翌日を経過する日のいずれか早い日までに、」に改める。

第59条の6第2項中「第53条第1項の規定により当該土地の取得の事実を申告する際、併せて」を削り、同条第4項中「第53条第1項の規定により当該土地の取得の事実を申告する際、併せて」を「納期限又は当該取得の日から5年を経過する日のいずれか早い日までに、」に改める。

第59条の7第4項中「第53条第1項の規定により当該土地の取得の事実を申告する際、併せて」を「納期限又は当該取得の日から2年を経過する日のいずれか早い日までに、」に改める。

附則第17条の2第2項中「第53条第1項の規定により当該改修工事対象住宅の取得の事実を申告

## 別紙2

する際、併せて」を削り、同条第4項中「第53条第1項の規定により当該改修工事対象住宅の取得の事実を申告する際、併せて」を「納期限又は当該取得の日から2年を経過する日のいずれか早い日までに、」に改める。

附則第17条の3第2項中「第53条第1項の規定により当該改修工事対象住宅用地の取得の事実を申告する際、併せて」を削り、同条第4項中「第53条第1項の規定により当該改修工事対象住宅用地の取得の事実を申告する際、併せて」を「納期限又は当該取得の日から2年を経過する日のいずれか早い日までに、」に改める。

附則第26条の3第2項中「法附則第33条の2第2項に規定する特定配当等申告書を提出した」を「前年分の所得税について当該特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた」に改め、「（同項各号に掲げる場合を除く。）」及び「ものとし、県民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について第16条及び第18条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない」を削る。

附則第32条の5第1項中「及び次条」を削り、同条第2項中「以下この条及び次条」を「次項」に改め、同条第5項を削る。

附則第32条の6第1項中「年の末日の属する年度の翌年度の県民税」を「年分の所得税」に、「第21条の2の規定による申告書」を「法附則第35条の2の6第1項に規定する確定申告書（第4項において「確定申告書」という。）」に、「市町長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む」を「租税特別措置法第37条の12の2第1項の規定の適用がある場合に限る」に改め、同条第2項中「第6項」を「第5項」に改め、同条第3項を削り、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項中「年の末日の属する年度の翌年度の県民税」を「年分の所得税」に、「上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した法第45条の2第1項又は第3項の規定による申告書（法附則第35条の2の6第8項において準用する法第45条の2第4項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）」を「確定申告書」に改め、「（市町長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）」を削り、「年度分の県民税」を「年分の所得税」に、「これらの申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）」を「確定申告書」に改め、「とき」の右に「（租税特別措置法第37条の12の2第5項の規定の適用があるときに限る。）」を加え、同項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とし、同条第7項中「第5項の規定の適用がある場合における」を「第4項の規定の適用がある場合における」に、「附則第32条の6第5項」を「附則第32条の6第4項」に改め、同項を同条第6項とする。

（兵庫県税条例等の一部を改正する条例附則第11項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第1項第5号に掲げる規定による改正前の兵庫県税条例の一部改正）

第3条 兵庫県税条例等の一部を改正する条例（令和2年兵庫県条例第4号）附則第11項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第1項第5号に掲げる規定による改正前の兵庫県税条例の一部を次のように改正する。

## 別紙2

第33条第1項第1号中「及び第3号」を「から第4号まで」に改め、同号イ中「第72条の24の7第6項各号」を「第72条の24の7第7項各号」に改め、同項第2号中「ガス供給業（ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第5項に規定する一般ガス導管事業及び同条第7項に規定する特定ガス導管事業以外のものうち、同条第10項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第22条第1項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。）以外の者が行うものを除く。以下この節において同じ。）」を「ガス供給業のうち法第72条の2第1項第2号に規定する導管ガス供給業（第34条及び第44条の2第4項において「導管ガス供給業」という。）」に改め、同項第3号中「及び同号」を「、同号」に改め、「発電事業等」という。）の右に「及び同号に規定する特定卸供給事業（第34条及び第44条の2第3項において「特定卸供給事業」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (4) ガス供給業のうち、法第72条の2第1項第4号に規定する特定ガス供給業（第34条及び第44条の2第4項において「特定ガス供給業」という。） 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

第34条第1項中「ガス供給業」の右に「（導管ガス供給業及び特定ガス供給業に限る。第44条の2第2項において同じ。）」を加え、「第4項」を「第5項」に改め、同項第1号ウ中「次の表の左欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額を合計した」を「各事業年度の所得に100分の1を乗じて得た」に改め、同号ウの表を削り、同条第2項中「及び発電事業等」を「、発電事業等及び特定卸供給事業」に、「ガス供給業」を「導管ガス供給業」に改め、同条第3項中「及び発電事業等」を「、発電事業等及び特定卸供給事業」に改め、同条第4項中「もの」の右に「（第33条第1項第1号アに掲げる法人を除く。）」を加え、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号中「その他」を「特別法人以外」に改め、同号を同項第2号とし、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。

- (1) 各事業年度の収入金額に100分の0.48を乗じて得た金額
- (2) 各事業年度の付加価値額に100分の0.77を乗じて得た金額
- (3) 各事業年度の資本金等の額に100分の0.32を乗じて得た金額

第36条第1項中「同項第3号アに掲げる法人」の右に「若しくは同項第4号に掲げる事業を行う法人」を加え、「資本割又は同号イ」を「資本割又は同項第3号イ」に改める。

第44条の2第3項中「又は発電事業等」を「、発電事業等又は特定卸供給事業」に改め、同条に次の1項を加える。

4 導管ガス供給業又は特定ガス供給業とその他の事業とを併せて行う法人で事業税の納税義務があるものは、それぞれの事業に関する経理を区分して行わなければならない。

附則第11条中「同条第4項第2号」を「同条第5項第1号」に改める。

附則第38条中「、「100分の0.4」とあるのは「100分の0.495」と、「100分の0.7」とあるのは「100分の0.835」と」を削り、「「100分の1.2」とあるのは「100分の1.26」と、「100分の0.5」とあるのは「100分の0.525」と、「100分の1」とあるのは「100分の1.18」と、」を「「100分の0.48」とあるのは「100分の0.519」と、「100分の0.77」とあるのは「100分の0.8085」と、「100

## 別紙2

分の0.32」とあるのは「100分の0.336」と、同条第5項中」に改める。

附則第39条第1項を次のように改める。

第33条第1項第1号に掲げる事業を行う法人のうち資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの（特定目的会社及び投資法人を除く。）若しくは資本若しくは出資を有しないもの又は同条第4項において法人とみなされるものであって、かつ、事業税の課税標準となる各事業年度の所得（法第72条の2第1項第3号に規定する小売電気事業等、同号に規定する発電事業等及び同号に規定する特定卸供給事業（次項及び第3項において「特定電気供給業」という。）に係る所得を除く。）が年7,000万円以下の法人に対する各事業年度における事業税額は、前条の規定により定められた税率を適用して計算した金額から、当該金額と同条の規定の適用がないものとして計算した金額との差額を控除して得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）の合計額とする。

附則第39条第2項中「所得を課税標準とする法人（第33条第1項第3号イに掲げる法人を除く。）」を「第33条第1項第2号に掲げる事業を行う法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）、同項第3号に掲げる事業を行う同号アに掲げる法人若しくは同項第4号に掲げる事業を行う法人」に改め、「（特定目的会社及び投資法人を除く。）」を削り、「第33条第4項」を「同条第4項」に、「各事業年度の所得が年7,000万円」を「収入金額（特定電気供給業に係る収入金額を除く。）が年5億6,000万円」に改め、同条第3項中「第33条第1項第3号イに掲げる法人であって」を「第33条第1項第3号に掲げる事業を行う同号イに掲げる法人のうち資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの又は同条第4項において法人とみなされるものであって、かつ」に改め、「収入金額」の右に「（特定電気供給業に係る収入金額に限る。）」を、「所得」の右に「（特定電気供給業に係る所得に限る。）」を加え、同条第4項中「第1項又は第2項」を「前3項」に改め、同条第6項中「第1項中「年5億6,000万円」とあるのは「5億6,000万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」と、第2項中「年7,000万円」とあるのは「7,000万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」を「第1項中「年7,000万円」とあるのは「7,000万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」と、第2項中「年5億6,000万円」とあるのは「5億6,000万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」に改める。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第1条中兵庫県税条例第37条第1項第1号及び第2号、第2項並びに第6項第1号及び第2号、第44条の2第1項、第48条の2第3項並びに附則第26条第1項の改正規定 公布の日
  - (2) 第1条中兵庫県税条例附則第9条の4の2第1項、第29条第3項及び第48条の改正規定並びに附則第2項から第4項までの規定 令和5年1月1日
  - (3) 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第12項及び第14項の規定 令和5年4月1日
  - (4) 第2条中兵庫県税条例第19条の2並びに附則第26条の3、第32条の5及び第32条の6の改正規



## 別紙2

定並びに附則第5項及び第6項の規定 令和6年1月1日

(5) 第1条中兵庫県税条例附則第15条の3の改正規定（「第10条第2号」を「第11条第1項」に改める部分に限る。） 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日

（県民税に関する経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の兵庫県税条例（以下「新条例」という。）附則第9条の4の2第1項から第3項までの規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和4年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第 号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第11条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号。附則第4項において「新租税特別措置法」という。）第41条第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。附則第4項において同じ。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第11条の規定による改正前の租税特別措置法（次項及び附則第4項において「旧租税特別措置法」という。）第41条第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。次項及び附則第4項において同じ。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、なお従前の例による。
- 3 県民税の所得割の納税義務者が令和4年1月1日前に旧租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合における第1条の規定による改正前の兵庫県税条例（以下この項において「旧条例」という。）附則第48条第1項の規定により読み替えて適用される旧条例附則第9条の4の2第1項の規定による控除については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第48条の規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和4年1月1日以後に新租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に旧租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、なお従前の例による。
- 5 附則第1項第4号に掲げる規定による改正後の兵庫県税条例（次項において「6年新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和5年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 6 6年新条例附則第32条の6第4項の規定の適用については、令和6年度から令和8年度までの各年度分の個人の県民税に限り、同項中「について確定申告書」とあるのは「に係る確定申告書（当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年が令和2年から令和4年までの各年である場合には、その年の末日の属する年度の翌年度分の県民税に係る兵庫県税条例等の一部を改正する条例（令和4年兵庫県条例第 号）第2条の規定による改正前の兵庫県税条例附則第32条の6第5項に規定する申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものを含む。以下この項において「旧申告書」という。））」と、「について連続して確定申告書を」とあるのは「に係る確定申告書（当該年が令和3年又は令和4年である場合には、その年の末日の属

## 別紙2

する年度の翌年度分の県民税に係る旧申告書)を連続して」とする。

(事業税に関する経過措置)

- 7 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。
- 8 新条例附則第39条第1項から第3項まで(新条例第33条第1項第3号に規定する特定卸供給事業に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。
- 9 別段の定めがあるものを除き、第3条の規定による改正後の兵庫県税条例等の一部を改正する条例(令和2年兵庫県条例第4号)附則第11項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第1項第5号に掲げる規定による改正前の兵庫県税条例(次項において「新令和2年改正前条例」という。)の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。
- 10 新令和2年改正前条例第33条第1項第3号、第34条第2項(同号に規定する特定卸供給事業に係る部分に限る。)及び第3項並びに附則第39条第1項から第3項まで(同号に規定する特定卸供給事業に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

- 11 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 12 附則第1項第3号に掲げる規定による改正後の兵庫県税条例第48条の2、第53条、第53条の2、第56条、第57条及び第59条の2から第59条の7まで並びに附則第17条の2及び第17条の3の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

- 13 新条例第113条の2第5項の規定は、施行日以後に交付する免税軽油使用者証(地方税法第144条の21第2項に規定する免税軽油使用者証をいう。以下同じ。)について適用し、施行日前に交付した免税軽油使用者証については、なお従前の例による。

(低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に関する条例等の一部改正)

- 14 次に掲げる条例の規定中「第53条第1項」を「第53条本文」に改める。
  - (1) 低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に関する条例(昭和38年兵庫県条例第106号)第5条
  - (2) 離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例(平成5年兵庫県条例第6号)第6条第1項第2号
  - (3) 過疎地域における県税の課税免除に関する条例(令和3年兵庫県条例第28号)第6条第1項第2号

兵庫県条例第9号

部制条例の一部を改正する条例

部制条例（昭和38年兵庫県条例第68号）の一部を次のように改正する。

第1条中「5部」を「12部」に、

	「総務部		
	企画部		
	財務部		
「企画県民部	を	県民生活部	に、
健康福祉部」		危機管理部	「農政環境部
		福祉部	を
		保健医療部」	

「農林水産部

環境部

に改める。

土木部

まちづくり部」

第2条の見出し中「企画県民部」を「総務部」に改め、同条中「企画県民部」を「総務部」に改め、第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号及び第4号を削り、第5号を第2号とし、第6号を第3号とし、同条第7号中「及び情報」を削り、同条中第7号を第4号とし、第8号を削り、第9号を第5号とする。

第8条を第15条とし、第7条を第14条とする。

第6条の見出し中「県土整備部」を「土木部」に改め、同条中「県土整備部」を「土木部」に、「掲げる事項」を「掲げる事務」に改め、同条中第1号から第4号までを削り、第5号を第1号とし、第6号を第2号とし、同条を第12条とする。

第12条の次に次の1条を加える。

（まちづくり部の事務）

第13条 まちづくり部においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) まちづくりの総合調整及び推進に関する事項
- (2) 都市計画に関する事項
- (3) 住宅に関する事項
- (4) 建築に関する事項

第5条の見出し中「農政環境部」を「農林水産部」に改め、同条中「農政環境部」を「農

## 別紙3

林水産部」に、「次に掲げる」を「農業、林業及び水産業に関する」に改め、同条各号を削り、同条を第10条とする。

第10条の次に次の1条を加える。

(環境部の事務)

第11条 環境部においては、環境の保全と創造に関する事務をつかさどる。

第4条を第9条とする。

第3条の見出し中「健康福祉部」を「福祉部」に改め、同条中「健康福祉部」を「福祉部」に改め、同条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同条を第7条とする。

第7条の次に次の1条を加える。

(保健医療部の事務)

第8条 保健医療部においては、健康に関する事務をつかさどる。

第2条の次に次の4条を加える。

(企画部の事務)

第3条 企画部においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 県政の総合的企画及び調整に関する事項
- (2) 情報に関する事項

(財務部の事務)

第4条 財務部においては、県の予算、税その他の財務に関する事務をつかさどる。

(県民生活部の事務)

第5条 県民生活部においては、県民の生活及び文化の向上に関する事務をつかさどる。

(危機管理部の事務)

第6条 危機管理部においては、危機管理に関する事務をつかさどる。

附則第3項及び第4項を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別紙4

兵庫県条例第10号

兵庫県職員定数条例等の一部を改正する条例

(兵庫県職員定数条例の一部改正)

第1条 兵庫県職員定数条例(昭和35年兵庫県条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条中「6,199人」を「6,219人」に、「19,636人」を「19,656人」に改める。

附則第4項中「510人」を「545人」に、「145人」を「190人」に改める。

(兵庫県病院事業職員定数条例の一部改正)

第2条 兵庫県病院事業職員定数条例(昭和35年兵庫県条例第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「6,525人」を「7,474人」に改める。

附則第4項中「70人」を「75人」に改める。

(企業庁職員定数条例の一部改正)

第3条 企業庁職員定数条例(昭和41年兵庫県条例第31号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「10人」を「15人」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別紙5

兵庫県条例第11号

職員の給与等に関する条例及び公立学校教育職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例

(職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与等に関する条例（昭和35年兵庫県条例第42号）の一部を次のように改正する。

附則第3条及び第4条中「令和3年4月1日から令和4年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和5年3月31日まで」に改める。

附則第5条中「令和3年6月」を「令和4年6月」に改める。

附則第7条を削る。

(公立学校教育職員等の給与に関する条例の一部改正)

第2条 公立学校教育職員等の給与に関する条例（昭和35年兵庫県条例第45号）の一部を次のように改正する。

附則第3条中「令和3年4月1日から令和4年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和5年3月31日まで」に改める。

附則第5条を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別紙6

兵庫県条例第12号

特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第54号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「令和3年4月分から令和4年3月分まで」を「令和4年4月分から令和5年3月分まで」に改める。

附則第4項中「令和3年6月」を「令和4年6月」に改める。

附則第6項を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

## 別紙7

## 兵庫県条例第13号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年兵庫県条例第43号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項ただし書を削り、同条第4項中「(育児短時間勤務職員等を除く。)」を削る。

(職員の子育て支援に関する条例の一部改正)

第2条 職員の子育て支援に関する条例(平成21年兵庫県条例第15号)の一部を次のように改正する。

目次中「制度の周知等(第27条・第28条)」を「子育て支援制度の活用の推進等(第27条―第29条)」に改める。

第2条の2第1項第2号ア中(ア)を削り、(イ)を(ア)とし、(ウ)を(イ)とし、同条第2項を削る。

第21条第1項第2号を次のように改める。

(2) 勤務日の日数及び勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める会計年度任用職員以外の会計年度任用職員

第21条第2項を削る。

第4章の章名を次のように改める。

第4章 子育て支援制度の活用の推進等

第27条を次のように改める。

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第27条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業その他の職員の子育てを支援するための制度(以下「子育て支援制度」という。)を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

第28条を第29条とし、第27条の次に次の1条を加える。

(勤務環境の整備に関する措置)

第28条 任命権者は、前条に定めるもののほか、職員の子育て支援制度の活用を推進するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する子育て支援制度に係る研修の実施

(2) 子育て支援制度に関する相談体制の整備

(3) その他子育て支援制度を活用しやすい勤務環境の整備

(職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(平成28年兵庫県条例第16号)



の一部を次のように改正する。

附則第2項及び第3項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

## 別紙8

## 兵庫県条例第14号

恩給条例等の一部を改正する条例

(恩給条例の一部改正)

第1条 恩給条例(昭和36年兵庫県条例第40号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

(成年年齢の引下げに伴う経過措置)

第29条 令和4年3月31日において未成年の子について給与事由が生じている第38条第1項の規定による遺族扶助料に係る当該子に対する同項、第40条及び第45条第1項の規定の適用については、第38条第1項中「未成年の子」とあるのは「20歳未満の子(婚姻した子を除く。)」と、「、成年の子」とあるのは「、20歳以上の子(婚姻した20歳未満の子を含む。)」と、第40条及び第45条第1項第4号中「成年の子」とあるのは「20歳以上の子(婚姻した20歳未満の子を含む。)」とする。

(恩給条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 恩給条例等の一部を改正する条例(昭和51年兵庫県条例第40号)の一部を次のように改正する。

附則第11条第1項中「掲げる」を「定める」に改め、同項第1号中「をいう」の右に「。以下同じ」を加え、「(18歳以上20歳未満の子にあつては、恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表の2に掲げる重度障害の状態である者に限る。)」を削り、同項第2号中「(前号に規定する子に限る。)」を削り、同条第4項第1号中「恩給法」を「恩給法(大正12年法律第48号)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(恩給条例等の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日の前日において恩給条例第42条第1項第1号に規定する遺族扶助料について第2条の規定による改正前の恩給条例等の一部を改正する条例(昭和51年兵庫県条例第40号。以下「昭和51年恩給条例等改正条例」という。)附則第11条第1項(第1号及び第2号に係る部分に限る。)の規定による加算の原因となる未成年の子がある場合における当該子に対する恩給条例第43条第2項及び第2条の規定による改正後の昭和51年恩給条例等改正条例(以下「改正後の昭和51年恩給条例等改正条例」という。)附則第11条第1項の規定の適用については、恩給条例第43条第2項中「未成年の子」とあるのは「20歳未満の子(婚姻した子を除く。)」と、「ない成年の子」とあるのは「ない20歳以上の子(婚姻した20歳未満の子を含む。)」と、改正後の昭和51年恩給条例等改正条例附則第11条第1項第1号中「である子」とあるのは「である子(18歳以上20歳未満の子(婚姻した子を除く。))」

別紙8

にあつては、恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表の2に定める重度障害の状態である者に限る。)」  
と、同項第2号中「である子」とあるのは「である子(前号に規定する子に限る。)」とする。

別紙9

兵庫県条例第15号

個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例

個人情報保護に関する条例（平成8年兵庫県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項」に改める。

第53条第3項中「行政機関の保有する個人情報保護に関する法律（平成15年法律第58号）第4章」を「個人情報保護に関する法律第5章第4節」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

## 別紙10

## 兵庫県条例第16号

兵庫県立兵庫津ミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

兵庫県立兵庫津ミュージアムの設置及び管理に関する条例（令和3年兵庫県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「（特別の観覧）」に改め、同条中「1回1点につき、3,200円の範囲内で規則で定める額の特別観覧料」を「当該資料の特別の観覧に係る料金」に改める。

第6条中「別表」を「別表第1」に、「同表に定める使用料」を「当該施設の利用に係る料金」に改める。

第9条を次のように改める。

（管理）

第9条 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、兵庫津ミュージアムの管理を指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせる。

2 第5条及び第6条に規定する料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者にその収入として収受させる。

3 利用料金の額は、別表第1及び別表第2に定める基準額に0.5を乗じて得た額から当該基準額に1.5を乗じて得た額までの範囲内の額で、指定管理者が知事の承認を受けて定めるものとする。ただし、利便施設について、公募に付して、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者に利用させる場合にあつては、その者の申込みに係る価格に相当する額とする。

4 指定管理者は、知事の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除し、又は返還することができる。

第10条を削り、第11条を第10条とする。

別表中「第6条」の右に「、第9条」を加え、同表区分の款中「使用料」を「基準額」に改め、同表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

## 別表第2（第9条関係）

区分	基準額
資料の特別の観覧に係る料金	1点1回につき、3,200円の範囲内で規則で定める額

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別紙11

兵庫県条例第17号

後期高齢者医療財政安定化基金の管理等に関する条例の一部を改正する条例

後期高齢者医療財政安定化基金の管理等に関する条例（平成20年兵庫県条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「令和2年度及び令和3年度」を「令和4年度及び令和5年度」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

## 別紙 12

## 兵庫県条例第18号

歯及び口腔<sup>くわう</sup>の健康づくり推進条例

## 目次

## 前文

## 第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 歯及び口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりの推進に関する施策第1節 生涯にわたる歯及び口腔<sup>くわう</sup>の健康づくり（第8条）第2節 乳幼児期から高齢期までの歯及び口腔<sup>くわう</sup>の健康づくり（第9条—第12条）第3節 口腔衛生<sup>くわう</sup>の管理及び口腔機能<sup>くわう</sup>の維持に配慮を要する者に対する歯及び口腔<sup>くわう</sup>の健康づくり（第13条）第4節 歯及び口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりの推進のための体制の整備等（第14条—第16条）

## 第3章 雑則（第17条—第19条）

## 附則

歯及び口腔<sup>くわう</sup>は、噛むこと、飲み込むこと、発音することなどの人が生きる上で欠かせない機能を担っており、歯及び口腔<sup>くわう</sup>の健康は、生涯にわたり健康で質の高い生活を送るための基礎となる。これを踏まえ、本県では、平成23年に健康づくり推進条例を制定し、生活習慣病等の健康づくり、歯及び口腔<sup>くわう</sup>の健康づくり並びに心の健康づくりを柱として、県民の総合的な健康づくりを進めてきた。

近年、口腔機能<sup>くわう</sup>の衰えが、心身の機能を低下させること、ひいては介護を要する状態となる原因となることが明らかになった。このことから、口腔機能<sup>くわう</sup>の衰えに早期に気づき、改善し、及び未然に防ぐことにより口腔機能<sup>くわう</sup>を維持するオーラルフレイル対策が進められてきている。また、障害者、介護を要する者等に対する適切な口腔衛生<sup>くわう</sup>の管理及び口腔機能<sup>くわう</sup>の維持向上のための支援が、誤嚥性肺炎<sup>えん</sup>の予防及びこれらの者の健康の保持増進に寄与することも明らかになってきた。

歯及び口腔<sup>くわう</sup>の健康は、子どもの健やかな成長の促進や、糖尿病をはじめとする生活習慣病の予防など、全身の健康に重要な役割を果たしている。人生100年時代を見据え、乳幼児期から高齢期まで、生涯にわたる切れ目のない歯及び口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりを更に推進するとともに、災害の発生や感染症のまん延による社会環境の変化に応じて、歯及び口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりの推進のための体制を整備していく必要がある。

このような状況に鑑み、県民一人一人の主體的な歯及び口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりを促すとともに、全ての県民が、その居住する地域にかかわらず、年齢、性別、心身の状態その他の事情に応じて、適切な歯科保健医療サービスの提供を受けることができる体制を整備し、県、市町、歯科医療関係者、医療関係者、教育保育関係者、福祉関係者、食育関係者、事業者、医療保険者その他の関係者が相互に連携を図りながら、県民の生涯にわたる歯及び口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりをより一層推進していくため、この条例を制定する。

## 第1章 総則

## （基本方針）

## 別紙12

第1条 歯及び口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりは、生涯にわたる全身の健康づくりのため、むし歯、歯周病、口腔がんその他の歯科疾患の予防、早期発見及び早期治療の推進並びに口腔機能の維持向上に総合的に取り組むことにより推進されなければならない。

2 歯及び口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりは、その居住する地域にかかわらず、年齢、性別、心身の状態その他の事情に応じた歯科保健医療サービスの提供及び必要な支援が受けられるよう推進されなければならない。

3 歯及び口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりは、県、市町、歯科医療関係者、医療関係者、教育保育関係者、福祉関係者、食育関係者、事業者、医療保険者その他の関係者及び県民の参画と協働により推進されなければならない。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 歯科医療関係者 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療等業務（歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）第4条に規定する歯科医療等業務をいう。）に従事する者をいう。

(2) 医療関係者 医療に関する業務に従事する者（歯科医療関係者を除く。）をいう。

(3) 教育保育関係者 教育又は保育に関する業務に従事する者であって、歯及び口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりに関わるものをいう。

(4) 福祉関係者 介護、社会福祉又は障害福祉に関する業務に従事する者であって、歯及び口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりに関わるものをいう。

(5) 食育関係者 栄養指導、食生活に関する相談その他の食育の推進に係る活動に携わる者であって、歯及び口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりに関わるものをいう。

(6) 事業者 他人を使用して事業を行う者をいう。

(7) 医療保険者 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）第7条第2項に規定する保険者及び高齢者医療確保法第48条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。

(県の責務)

第3条 県は、第1条に定める基本方針（以下「基本方針」という。）にのっとり、歯及び口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりの推進に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、地域の特性に応じた歯及び口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりを推進するため、市町、歯科医療関係者、医療関係者、教育保育関係者、福祉関係者、食育関係者、事業者、医療保険者その他の関係者と相互に連携を図りながら、歯科保健医療サービスの提供体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

(市町の責務)

第4条 市町は、基本方針にのっとり、歯及び口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりの推進に携わる人材の確保等の体制の



## 別紙 12

整備その他のその地域の特性に応じた歯及び口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりの推進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(歯科医療関係者等の責務)

第5条 歯科医療関係者は、良質かつ適切な歯科保健医療サービスを提供するとともに、教育保育関係者、福祉関係者、食育関係者、事業者、医療保険者その他の関係者による歯及び口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりの推進に関する取組に協力し、当該取組を促進するための知識の普及啓発に努めるものとする。

2 医療関係者は、医科及び歯科相互間の疾患の予防及び治療における連携及び情報の共有を図って、歯及び口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりの推進に努めるものとする。

3 教育保育関係者は、乳幼児、児童、生徒又は学生の歯及び口腔<sup>くわう</sup>の健康状態に注意するとともに、これらの者の適切な食習慣及び歯磨きの習慣の定着に資する取組の実施、歯科健診を受ける機会の確保その他の歯及び口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりの推進に努めるものとする。

4 福祉関係者は、障害者、介護を要する者その他の福祉サービスを必要とする者の口腔<sup>くわう</sup>衛生の管理に努めるとともに、これらの者が適切に歯科保健医療サービスを受けられる体制の整備その他の歯及び口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりの推進に努めるものとする。

5 食育関係者は、その活動を通じて、県民の健全な食生活の実現及び適切な食習慣の定着に努めるものとする。

6 歯科医療関係者、医療関係者、教育保育関係者、福祉関係者、食育関係者その他の関係者は、県及び市町が実施する歯及び口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者及び医療保険者の責務)

第6条 事業者は、その従業員に対する歯科保健医療サービスを受ける機会の確保並びに歯及び口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりの推進に努めるものとする。

2 医療保険者は、医療保険加入者（高齢者医療確保法第7条第4項に規定する加入者及び高齢者医療確保法第50条の規定による被保険者をいう。以下同じ。）が歯科保健医療サービスを受ける機会の確保その他医療保険加入者の歯及び口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりの推進に努めるものとする。

3 事業者及び医療保険者は、県及び市町が実施する歯及び口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の責務)

第7条 県民は、歯及び口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりが全身の健康の維持増進に寄与することを踏まえ、自ら歯及び口腔<sup>くわう</sup>の健康に関する知識及び理解を深め、歯及び口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりに努めるものとする。

2 県民は、定期的に歯科健診を受け、歯科医師及び歯科衛生士に適宜相談をすることにより自らの歯及び口腔<sup>くわう</sup>の状態を把握するとともに、必要に応じて歯科医療又は保健指導を受けることによりその状態の改善に努めるものとする。

3 父母その他の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものを

## 別紙12

いう。)は、子どもの歯及び口腔<sup>くわう</sup>の健康状態に注意し、子どもの歯科疾患の予防及び早期治療、適切な食習慣及び歯磨きの習慣の定着、口腔機能<sup>くわう</sup>の健やかな発達の促進その他の子どもの歯及び口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりの推進に取り組むよう努めるものとする。

第2章 歯及び口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりの推進に関する施策第1節 生涯にわたる歯及び口腔<sup>くわう</sup>の健康づくり

第8条 県は、生涯にわたる歯及び口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりを推進するため、次に掲げる事項に関する施策を実施するものとする。

- (1) 県民の生涯にわたる全身の健康づくりのため、県民が歯及び口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりに主体的に取り組むための情報の提供、知識の普及啓発及び意識の向上
- (2) かかりつけの歯科医を持つこと並びに定期的な歯科健診の受診及び必要に応じた歯科医療又は保健指導を受けることの促進
- (3) 食育を通じた健全な食生活の実現及び適切な食習慣の定着
- (4) 喫煙による歯及び口腔<sup>くわう</sup>の健康への悪影響の防止

第2節 乳幼児期から高齢期までの歯及び口腔<sup>くわう</sup>の健康づくり

(妊産婦に対する歯及び口腔<sup>くわう</sup>の健康づくり)

第9条 県は、母体の健康の保持並びに胎児及び乳児の健全な発育のため、妊産婦を対象とした歯科健診及び保健指導の充実に関する施策を実施するものとする。

(乳幼児期及び学齢期における歯及び口腔<sup>くわう</sup>の健康づくり)

第10条 県は、子どもの健やかな成長を促し、乳幼児期及び学齢期における歯及び口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりを推進するため、次に掲げる事項に関する施策を実施するものとする。

- (1) フッ化物を用いること等の科学的根拠に基づくむし歯の予防
- (2) 適切な食習慣及び歯磨きの習慣を定着させるための保健指導及び健康教育の充実による歯肉炎の予防
- (3) 食育を通じて十分に咀嚼<sup>そしゃく</sup>して食べる習慣を定着させること等による口腔機能<sup>くわう</sup>の健やかな発達の促進

(青年期及び成人期における歯及び口腔<sup>くわう</sup>の健康づくり)

第11条 県は、青年期及び成人期における歯及び口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりを推進するため、次に掲げる事項に関する施策を実施するものとする。

- (1) 糖尿病その他の生活習慣病の重症化を予防する観点からの歯周病の予防、早期発見及び症状改善に関する取組の促進
- (2) むし歯、歯周病、口腔がん<sup>くわう</sup>その他の歯科疾患の予防及び早期発見のための定期的な歯科健診及び保健指導を受ける機会の確保

(高齢期における歯及び口腔<sup>くわう</sup>の健康づくり)

## 別紙12

第12条 県は、高齢期における歯及び口腔の健康づくりを推進するため、次に掲げる事項に関する施策を実施するものとする。

- (1) むし歯又は歯周病による歯の喪失の予防
- (2) オーラルフレイル対策（心身の機能の低下につながる口腔機能の低下を早期に把握し、回復させ、及び未然に防ぐための取組をいう。以下同じ。）の推進並びにオーラルフレイル対策の重要性に関する知識の普及及び啓発
- (3) 口腔機能の維持向上を通じた介護予防（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条の2第2項に規定する介護予防をいう。）に関する取組の促進

第3節 口腔衛生の管理及び口腔機能の維持に配慮を要する者に対する歯及び口腔の健康づくり

第13条 県は、口腔衛生の管理及び口腔機能の維持に配慮を要する者に対する歯及び口腔の健康づくりを推進するため、次に掲げる事項に関する施策を実施するものとする。

- (1) 心身に障害のある者、介護を必要とする者、退院支援（退院後の適切な療養のための支援をいう。）を必要とする者、認知症である者、医療的ケア児（医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）第2条第2項に規定する医療的ケア児をいう。）その他の口腔衛生の管理及び口腔機能の維持に配慮を要する者が、適切に口腔衛生の管理、歯科健診、歯科医療及び保健指導を受けられる体制の整備並びにこれらの者の介護又は支援に携わる者に対する支援
- (2) 誤嚥性肺炎（嚥下に伴う肺炎をいう。）を予防するための適切な口腔衛生の管理及び口腔機能の維持向上
- (3) 健康状態の悪化の原因となる栄養不足の予防のための口腔機能の維持向上
- (4) 多職種連携（歯科医療関係者、医療関係者、教育保育関係者、福祉関係者、食育関係者その他の関係者の連携をいう。）の体制の整備及び地域包括ケアシステム（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第2条第1項に規定する地域包括ケアシステムをいう。）の構築

第4節 歯及び口腔の健康づくりの推進のための体制の整備等

（歯及び口腔の健康づくりの推進のための体制の整備）

第14条 県は、歯及び口腔の健康づくりの推進のための体制を整備するため、次に掲げる事項に関する施策を実施するものとする。

- (1) 居住する地域にかかわらず、適切な歯科保健医療サービスの提供を受けることができる体制の整備
- (2) 歯及び口腔の健康づくりに携わる人材の安定的な確保、養成及び資質の向上
- (3) 周術期（手術の前後にわたる期間をいう。）の患者及びがん、糖尿病その他の疾患を有する患者の口腔機能の管理を適切に行うための医療関係者と歯科医療関係者の連携の推進及びかかりつけ

## 別紙 12

の診療所の歯科医と病院の専門医の連携の推進

(4) 災害の発生時又は感染症のまん延時における中長期的な歯科保健医療サービスの提供体制の確保及び当該提供体制の平時からの整備

(実態調査等)

第15条 県は、歯及び口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりの取組状況、歯科疾患に関する実態並びに健康づくり推進条例（平成23年兵庫県条例第14号）第8条第1項に規定する基本計画及び同条例第9条第1項に規定する実施計画の進捗を把握するため、おおむね5年ごとに調査を実施し、当該調査の結果を、歯及び口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりに関する施策に反映させるものとする。

(その他歯及び口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりの推進のための措置)

第16条 この章に定めるもののほか、県、市町、歯科医療関係者、医療関係者、教育保育関係者、福祉関係者、食育関係者、事業者、医療保険者その他の関係者は、歯及び口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりを推進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### 第3章 雑則

(啓発月間)

第17条 県は、県民の間に広く歯及び口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりについての関心と理解を深めるとともに、歯及び口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりが積極的に行われるようにするため、歯及び口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりに関する啓発月間を設けるものとする。

(財政上の措置)

第18条 県は、歯及び口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりを推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(補則)

第19条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

## 別紙13

## 兵庫県条例第19号

## 兵庫県立自然公園条例の一部を改正する条例

兵庫県立自然公園条例（昭和38年兵庫県条例第80号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第6条」を「一第6条の2」に、「第7条」を「第6条の3」に、

「第4章の2 生態系維持回復事業（第15条の2—第15条の5）」

を

「第4章の2 生態系維持回復事業（第15条の2—第15条の5）」

第4章の3 質の高い自然体験活動の促進のための措置（第15条の6—第15条の10）」

に改める。

第5条の見出し中「の決定」を削り、同条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 公園計画は、自然公園ごとに、当該自然公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図るための規制に関する事項、公園事業に関する事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 知事は、必要があると認めるときは、公園計画において、質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な事項を定めることができる。

第6条第2項中「前条第2項」を「前条第4項」に改め、第3章中同条の次に次の1条を加える。

（協議会による公園計画の変更の提案）

第6条の2 第7条の7第1項に規定する利用拠点整備改善協議会（次項及び次条において「利用拠点整備改善協議会」という。）は第7条の8第1項に規定する利用拠点整備改善計画（次条第2項において「利用拠点整備改善計画」という。）について、第15条の6第1項に規定する自然体験活動促進協議会（次項において「自然体験活動促進協議会」という。）は第15条の7第1項に規定する自然体験活動促進計画について、知事に対し、その作成のために必要な公園計画の変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る公園計画の素案その他規則で定める書類を添付しなければならない。

2 知事は、前項の規定による提案を踏まえた公園計画の変更をする必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を当該提案をした利用拠点整備改善協議会又は自然体験活動促進協議会に通知しなければならない。

第3章の2中第7条の前に次の1条を加える。

（公園事業の決定等）

第6条の3 公園事業は、知事が決定する。

2 利用拠点整備改善協議会は、知事に対し、利用拠点整備改善計画の作成のために必要な公園事業の決定又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る公園事業の素案その他規則で定める書類を添付しなければならない。

3 知事は、前項の規定による提案を踏まえた公園事業の決定又は変更をする必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を当該提案をした利用拠点整備改善協議会に通知しなければならない。

## 別紙13

第7条の見出し中「決定及び」を削り、同条第1項中「、知事が決定し」を削る。

第7条の3第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

公園事業者（第7条第2項の認可を受けた者に限る。）が県及び市町以外の者にその公園事業の全部を譲渡する場合において、譲渡人及び譲受人があらかじめその譲渡及び譲受けについて知事の承認を受けたときは、譲受人は、譲渡人に係る公園事業者の地位を承継する。

第7条の7第3項中「第1項」の右に「及び第2項」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、第7条の8第4項の認定を受けた者に対し、認定利用拠点整備改善計画の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、認定利用拠点整備改善計画に係る土地若しくは建物内に立ち入り、認定利用拠点整備改善計画に係る建物、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

第7条の7を第7条の12とし、第7条の6の次に次の5条を加える。

（利用拠点整備改善協議会）

第7条の7 自然公園の区域をその区域に含む市町は、単独で又は共同して、当該自然公園の区域内における第14条第1項に規定する集団施設地区その他の自然公園の利用のための拠点（以下「利用拠点」という。）となる区域（以下「利用拠点区域」という。）について、公園事業に係る施設の整備改善を中心とした当該利用拠点の質の向上のための整備改善に関し必要な協議を行うための協議会（以下「利用拠点整備改善協議会」という。）を組織することができる。

- 2 利用拠点整備改善協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
  - (1) 当該市町
  - (2) 当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行すると見込まれる者
  - (3) 当該利用拠点区域内の施設、土地又は木竹であって利用拠点の整備改善に関する事業（以下「利用拠点整備改善事業」という。）に係るものの所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者
  - (4) その他当該市町が必要と認める者
- 3 当該自然公園の区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者は、当該公園事業に係る施設の整備改善を含む地域における利用拠点の質の向上のための整備改善に関して協議を行う協議会が組織されていない場合にあっては、市町に対して、利用拠点整備改善協議会を組織するよう要請することができる。
- 4 市町は、利用拠点整備改善協議会を組織したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 5 当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者及び第2項第

## 別紙13

3号に掲げる者であって利用拠点整備改善協議会の構成員でないものは、第1項の規定により利用拠点整備改善協議会を組織する市町に対して、自己を当該利用拠点整備改善協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。

- 6 前項の規定による申出を受けた市町は、正当な理由がない限り、当該申出に応じなければならない。
- 7 利用拠点整備改善協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 8 利用拠点整備改善協議会において協議が調った事項については、当該利用拠点整備改善協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 9 前各項に定めるもののほか、利用拠点整備改善協議会の運営に関し必要な事項は、利用拠点整備改善協議会が定める。

(利用拠点整備改善計画の認定)

第7条の8 利用拠点整備改善協議会において、公園計画に基づき、規則で定めるところにより、当該利用拠点整備改善協議会の構成員である市町の区域内の自然公園の区域内における利用拠点区域について、公園事業に係る施設の整備改善を中心とした利用拠点の質の向上のための整備改善に関する計画（以下「利用拠点整備改善計画」という。）を作成したときは、当該利用拠点整備改善協議会の構成員である市町及び当該利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を申請することができる。

- 2 利用拠点整備改善計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
  - (1) 利用拠点整備改善計画の区域（以下この条において「計画区域」という。）
  - (2) 計画区域における利用拠点の質の向上のための整備改善に関する基本的な方針
  - (3) 利用拠点整備改善計画の目標
  - (4) 前号の目標を達成するために行う利用拠点整備改善事業の内容、実施主体及び実施時期
  - (5) 第7条第2項の協議又は認可を要する利用拠点整備改善事業にあつては、同条第3項各号に掲げる事項
  - (6) 第7条第5項の協議若しくは認可又は同条第8項の規定による届出を要する利用拠点整備改善事業にあつては、同条第3項各号に掲げる事項のうち変更に係るもの
  - (7) 計画期間
  - (8) その他規則で定める事項
- 3 利用拠点整備改善計画は、景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項に規定する景観計画に適合するものでなければならない。
- 4 知事は、第1項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る利用拠点整備改善計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
  - (1) 公園計画に照らして適切なものであること。
  - (2) 当該利用拠点整備改善計画の実施が計画区域における利用拠点の質の向上に寄与する

## 別紙13

ものであると認められること。

(3) 当該自然公園の保護に支障を及ぼすおそれがないものであること。

(4) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

5 知事は、当該自然公園の保護又は利用のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、前項の認定に条件を付し、及びこれを変更することができる。

6 知事は、第4項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、当該認定に係る利用拠点整備改善計画の概要を公表しなければならない。

(認定を受けた利用拠点整備改善計画の変更)

第7条の9 前条第4項の認定を受けた利用拠点整備改善計画の変更をしようとするときは、利用拠点整備改善協議会において当該変更に係る利用拠点整備改善計画を作成し、当該利用拠点整備改善協議会の構成員である市町及び当該利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第4項の認定（前項の変更の認定を含む。以下同じ。）を受けた者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

3 前条第4項から第6項までの規定は、第1項の変更の認定について準用する。

(認定の取消し)

第7条の10 知事は、第7条の8第4項の認定を受けた利用拠点整備改善計画（変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定利用拠点整備改善計画」という。）が同項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公表するものとする。

(公園事業に関する特例)

第7条の11 利用拠点整備改善事業を実施しようとする者が、その利用拠点整備改善計画について第7条の8第4項の認定を受けたときは、当該認定利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業のうち、第7条第2項若しくは第5項の協議をし、同条第2項若しくは第5項の認可を受け、又は同条第8項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により協議をし、認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

第9条第7項第1号中「執行」の右に「又は認定利用拠点整備改善事業（認定利用拠点整備改善計画に係る利用拠点整備改善事業をいう。以下同じ。）」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 認定自然体験活動促進事業（第15条の9第1項に規定する認定自然体験活動促進計画に係る第15条の6第2項第2号に規定する自然体験活動促進事業をいう。以下同じ。）

として行う行為

第9条の2第3項ただし書中「の各号」を削り、同項第3号中「ため」の右に「、又は認定利用拠点整備改善事業を行うため」を加え、同項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。



## 別紙13

(5) 認定自然体験活動促進事業を行うために立ち入る場合

第10条中「第9条の2第3項第7号」を「第9条の2第3項第8号」に改める。

第11条第7項中「の各号」を削り、同項第1号中「執行」の右に「又は認定利用拠点整備改善事業」を加え、同項中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 認定自然体験活動促進事業として行う行為

第13条第1項中「第9条第4項」の右に「若しくは第9条の2第3項第8号」を加え、同条第2項中「は、第9条第4項」及び「第9条第4項各号」の右に「、第9条の2第3項第8号」を加える。

第15条第1項中「の各号」を削り、同項に次の1号を加える。

(3) 野生動物（鳥類又は哺乳類に属するものに限る。以下同じ。）に餌を与えることその他の野生動物の生態に影響を及ぼす行為で規則で定めるものであって、当該自然公園の利用に支障を及ぼすおそれのあるものを行うこと。

第15条第2項中「前項第2号」の右に「又は第3号」を加える。

第4章の2の次に次の1章を加える。

#### 第4章の3 質の高い自然体験活動の促進のための措置

（自然体験活動促進協議会）

第15条の6 自然公園の区域をその区域に含む市町は、単独で又は共同して、当該自然公園の区域について、質の高い自然体験活動の促進に関し必要な協議を行うための協議会（以下「自然体験活動促進協議会」という。）を組織することができる。

2 自然体験活動促進協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 当該市町

(2) 当該自然公園の区域内において自然体験活動の促進に関する事業（以下「自然体験活動促進事業」という。）を実施し、又は実施すると見込まれる者

(3) 当該市町の区域内の施設、土地又は木竹であって自然体験活動促進事業に係るものの所有者、使用及び収益を目的とする権利を有する者又は管理者

(4) その他当該市町が必要と認める者

3 第7条の7第3項から第9項までの規定は、自然体験活動促進協議会について準用する。この場合において、同条第3項中「公園事業を執行し、又は執行しようとする者は、当該公園事業に係る施設の整備改善を含む地域における利用拠点の質の向上のための整備改善」とあるのは「自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする者は、当該自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする地域における質の高い自然体験活動の促進」と、同条第5項中「当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者及び第2項第3号」とあるのは「当該自然公園の区域内において自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする者及び第15条の6第2項第3号」と読み替えるものとする。

（自然体験活動促進計画の認定）

第15条の7 自然体験活動促進協議会において、公園計画に基づき、規則で定めるところに

## 別紙13

より、当該自然体験活動促進協議会の構成員である市町の区域内の自然公園の区域について、質の高い自然体験活動の促進に関する計画（以下「自然体験活動促進計画」という。）を作成したときは、当該自然体験活動促進協議会の構成員である市町及び当該自然体験活動促進計画に記載された自然体験活動促進事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を申請することができる。

2 自然体験活動促進計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 自然体験活動促進計画の区域（以下この条において「計画区域」という。）
- (2) 計画区域における質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な方針
- (3) 自然体験活動促進計画の目標
- (4) 前号の目標を達成するために行う自然体験活動促進事業の内容及び実施主体
- (5) 計画期間
- (6) その他規則で定める事項

3 知事は、第1項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る自然体験活動促進計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- (1) 公園計画に照らして適切なものであること。
- (2) 当該自然体験活動促進計画の実施が計画区域における質の高い自然体験活動の促進に寄与するものであると認められること。
- (3) 当該自然公園の保護に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- (4) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

4 知事は、当該自然公園の保護又は利用のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、前項の認定に条件を付し、及びこれを変更することができる。

5 知事は、第3項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、当該認定に係る自然体験活動促進計画の概要を公表しなければならない。

（認定を受けた自然体験活動促進計画の変更）

第15条の8 前条第3項の認定を受けた自然体験活動促進計画の変更をしようとするときは、自然体験活動促進協議会において当該変更に係る自然体験活動促進計画を作成し、当該自然体験活動促進協議会の構成員である市町及び当該自然体験活動促進計画に記載された自然体験活動促進事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第3項の認定（前項の変更の認定を含む。以下同じ。）を受けた者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を、知事に届け出なければならない。

3 前条第3項から第5項までの規定は、第1項の変更の認定について準用する。

（認定の取消し）

第15条の9 知事は、第15条の7第3項の認定を受けた自然体験活動促進計画（変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定自然体験活動促進計画」という。）が同項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

## 別紙13

2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公表するものとする。

(報告徴収及び立入検査)

第15条の10 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、第15条の7第3項の認定を受けた者に対し、認定自然体験活動促進計画の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、認定自然体験活動促進計画に係る土地若しくは建物内に立ち入り、認定自然体験活動促進計画に係る工作物、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第16条第1項中「第23条第1号」を「第23条第1項第1号」に改める。

第22条第1項中「次条各号」を「次条第1項各号」に改める。

第23条第3号から第5号までを削り、同条第6号中「前各号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とし、同条に次の1項を加える。

2 公園管理団体は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

(1) 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

(2) 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関し必要な助言及び指導を行うこと。

(3) 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する調査及び研究を行うこと。

(4) 前3号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第24条中「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める。

第29条の次に次の1条を加える。

(利用の増進のための情報の提供等)

第29条の2 県は、自然公園の利用の増進に資するため、自然公園に関する情報の提供及び普及宣伝を行うように努めるものとする。

第31条中「第7条の6第1項又は第12条第1項の規定による命令に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 第7条の6第1項又は第12条第1項の規定による命令に違反したとき。

(2) 第9条第4項の規定に違反したとき。

第32条中「該当する」の右に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第1号中「第7条第5項」を「第7条第2項の認可を受けた者が、第7条第5項」に、「者(同条第2項の認可を受けた者に限る。)」を「とき。」に改め、同条第2号中「者」を「とき。」に改め、同条第3号中「第9条第4項又は」を削り、「者」を「とき。」に改め、同条第4号及び第5号中「者」を「とき。」に改める。

第33条中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

第34条中「該当する」の右に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第1号中「第7条の7第1項」を「第7条の12第1項若しくは第2項若しくは第15条の10第1項」に、「同

別紙13

項」を「これら」に、「者」を「とき。」に改め、同条第2号から第7号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同条第8号中「同条第1項第2号」の右に「又は第3号」を加え、「者」を「とき。」に改め、同条第9号中「者」を「とき。」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別紙14

兵庫県条例第20号

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する  
 条例

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成11年兵庫県条例第53号）  
 の一部を次のように改正する。

本則の表6の部(2)の項事務の欄を次のように改める。

(2) 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの ア 道路法第17条第1項に規定する国道及び県道の用に供されている国土交通省所管の国有財産に係る法第3章の2に規定する立入り及び境界確定に関する事務 イ 二級河川（河川法第10条第2項の規定により都道府県知事が指定する区間に限る。）の用に供されている国土交通省所管の国有財産に係る法第3章の2に規定する立入り及び境界確定に関する事務
--

本則の表30の部(1)の項オを削り、同部(2)の項中オを削り、カをオとし、キからケまでをカからクまでとし、同表52の部(1)の項ル中「第60条」を「第60条第1項」に改め、同表67の部を同表66の2の部とし、同表67の2の部を同表67の部とし、同部の次に次のように加える。

67の2 マンションの建替え等の円滑化に関する法律に基づく事務

事務	市町
マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則（平成14年国土交通省令第116号。以下この部において「省令」という。）第49条第1項又は第2項の規定により知事に提出される書類の受理に関する事務 (2) 省令第52条第1項の規定により知事に提出される書類の受理に関する事務	各市町（神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、宝塚市、高砂市、川西市及び三田市を除く。）

本則の表67の5の部事務の欄を次のように改める。

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この部において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第6条第3項（法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知に係る建築をしようとする住宅の敷地に関する地域地区等の調査に関する事務
--

(2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号）第18条第1項の規定により知事に提出される書類の受理に関する事務

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、本則の表67の部を同表66の2の部とし、同表67の2の部を同表67の部とし、同部の次に1部を加える改正規定及び同表67の5の部の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正後の知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例本則の表6の部の左欄に掲げる事務に係る国有財産法（昭和23年法律第73号）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に同法の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後において神戸市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における同法の適用については、神戸市長がした処分その他の行為又は神戸市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

## 別紙 15

## 兵庫県条例第21号

景観の形成等に関する条例の一部を改正する条例

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）の一部を次のように改正する。

目次中「第21条」を「第20条の3」に、

「第3章の2 星空景観形成地域（第21条の2—第21条の9）

第3章の3 景観形成重要建造物等

第1節 景観形成重要建造物等（第21条の10—第21条の13）

第2節 認定景観形成重要建造物（第21条の14—第21条の21）」

を

「第3章の2 景観形成重点区域（第20条の4—第21条）

第3章の3 星空景観形成地域（第21条の2—第21条の9）

第3章の4 景観形成重要建造物等

第1節 景観形成重要建造物等（第21条の10—第21条の13）

第2節 認定景観形成重要建造物（第21条の14—第21条の21）

第3章の5 景観遺産（第21条の22—第21条の24）」

に、「第27条の2の6」を「第27条の2の8」に、「第27条の2の7」を「第27条の2の9」に改める。

第18条第1項中「第21条」を「第20条の3」に改める。

第21条を第20条の3とする。

第21条の10第4項中「毀損」を「毀損」に改める。

第3章の3を第3章の4とし、第3章の2を第3章の3とし、第3章の次に次の1章を加える。

第3章の2 景観形成重点区域

（指定）

第20条の4 知事は、景観形成地区又は広域景観形成地域内の特に景観の形成を図る必要がある区域を、景観形成重点区域として指定することができる。

2 市町長は、景観形成地区又は広域景観形成地域内の特に景観の形成を図る必要があると認める区域については、景観形成重点区域の指定を要請することができる。

3 知事は、前項の規定により要請のあった区域が、特に景観の形成を図る必要があると認めるときは、当該区域を景観形成重点区域に指定するものとする。

4 第8条第4項から第8項までの規定は、第1項又は前項の規定による指定について、第2項及び第8条第4項から第8項までの規定は、景観形成重点区域の変更について準用する。

（景観形成重点基準）

第20条の5 知事は、景観形成重点区域を指定しようとするときは、当該景観形成重点区域について、景観形成重点基準を定めるものとする。

2 前項の景観形成重点基準には、次に掲げる事項のうち、当該景観形成重点区域において特に景観の形成を図るために知事が必要と認める事項を定めるものとする。

## 別紙15

- (1) 景観展望地点（当該景観形成重点区域の優れた景観を展望することができる地点をいう。）に関する事項
  - (2) 当該景観形成重点区域が景観形成地区内の区域である場合 次に掲げる事項
    - ア 建築物等の敷地内における位置、規模、意匠、材料又は色彩
    - イ 広告物等の位置、意匠、材料、色彩、形状、面積その他表示又は設置の方法
    - ウ 屋外に設置する自動販売機の位置、意匠、色彩その他設置の方法
  - (3) 当該景観形成重点区域が広域景観形成地域内の区域である場合 次に掲げる事項
    - ア 大規模建築物等の敷地内における位置、規模、意匠、材料又は色彩
    - イ 広告物等の位置、意匠、材料、色彩、形状、面積その他表示又は設置の方法
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、特に景観の形成を図るために必要な事項
- 3 第8条第4項から第8項までの規定は、第1項の景観形成重点基準の決定及び変更について準用する。

（読替規定）

第20条の6 次の各号に掲げる場合における当該各号に定める規定の適用については、これらの規定中「景観形成基準」とあるのは、「景観形成重点基準」とする。

- (1) 第10条各項の規定による届出が景観形成重点区域内における行為に係るものである場合 第12条及び第12条の2第1項
- (2) 第13条第1項の規定による要請が景観形成重点区域内の建築物等その他の物件に係るものである場合 同項
- (3) 第14条第1項の規定による通知が景観形成重点区域内における行為に係るものである場合 同条第2項

2 次の各号に掲げる場合における当該各号に定める規定の適用については、これらの規定中「広域景観形成基準」とあるのは、「景観形成重点基準」とする。

- (1) 第17条の規定による届出が景観形成重点区域内における行為に係るものである場合 第19条及び第19条の2第1項
- (2) 第20条第1項の規定による要請が景観形成重点区域内の大規模建築物等又は広告物等に係るものである場合 同項
- (3) 第20条の3の規定により準用する第14条第1項の規定による通知が景観形成重点区域内における行為に係るものである場合 第20条の3の規定により準用する第14条第2項

（改善命令）

第20条の7 知事は、前条第1項の規定により読み替えられた第12条の2第1項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、当該者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

2 知事は、前条第2項の規定により読み替えられた第19条の2第1項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、当該者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をと



## 別紙 15

るべきことを命ずることができる。

- 3 知事は、前2項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

(立入検査等)

第21条 知事は、第20条の6第1項の規定により読み替えられた第12条及び第12条の2並びに前条(第2項を除く。)の規定の施行に必要な限度において、景観形成重点区域内の建築物等その他の物件の所有者等に対して報告を求め、又は当該職員に建築物等その他の物件の存する土地に立ち入り、その状況を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 知事は、第20条の6第2項の規定により読み替えられた第19条及び第19条の2並びに前条(第1項を除く。)の規定の施行に必要な限度において、景観形成重点区域内の大規模建築物等若しくは広告物等の所有者等に対して報告を求め、又は当該職員に大規模建築物等若しくは広告物等の存する土地に立ち入り、その状況を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 3 当該職員は、前2項の規定により立入検査をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

- 4 第1項及び第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第3章の4の次に次の1章を加える。

### 第3章の5 景観遺産

(登録)

第21条の22 知事は、地域の景観の形成に寄与する建造物若しくは建造物群若しくは樹木若しくは樹木の集団(以下「建造物等」という。)(第21条の10第1項の規定による指定を受けたもの及び同項各号に掲げるものを除く。)又は優れた景観を有する土地の区域(第8条第1項又は第15条第1項の規定による指定を受けたものを除く。)を、景観遺産として登録することができる。

- 2 知事は、前項の規定により景観遺産を登録しようとする場合には、あらかじめ、当該景観遺産が建造物等であるときにあっては当該建造物等の所有者の、当該景観遺産が土地の区域であるときにあっては当該区域の景観の形成に重要な土地及び建造物等の所有者の同意を得るとともに、当該景観遺産が存する市町の長及び審議会の意見を聴くものとする。

- 3 知事は、第1項の規定により景観遺産を登録したときは、規則で定める事項を前項に規定する所有者に通知するとともに、その旨を告示するものとする。

- 4 知事は、景観遺産に登録された建造物等が第21条の10第1項の規定による指定を受けたとき、若しくは同項各号に掲げるものに該当するに至ったとき、景観遺産に登録された土地の区域が第8条第1項若しくは第15条第1項の規定による指定を受けたとき、又は滅失、毀損、枯死その他の事由により景観遺産の登録の理由が消滅したときは、第1項の規定による登録を抹消するものとする。

- 5 知事は、公益上の理由その他特別な理由があると認めるときは、第1項の規定による登録を抹消することができる。

## 別紙15

6 第2項の規定は景観遺産の登録の変更及び前項の規定による景観遺産の登録の抹消について、第3項の規定は景観遺産の登録の変更及び前2項の規定による景観遺産の登録の抹消について準用する。

(行為の届出)

第21条の23 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、その内容を知事に届け出なければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置としてする行為については、この限りでない。

- (1) 景観遺産が建造物又は建造物群である場合 当該建造物又は建造物群の改築、増築、移転、修繕、模様替え、色彩若しくは意匠の変更又は除却
- (2) 景観遺産が樹木又は樹木の集団である場合 当該樹木又は樹木の集団の移植又は伐採
- (3) 景観遺産が土地の区域である場合 次に掲げる行為
  - ア 当該区域の景観の形成に重要な土地の形質の変更
  - イ 当該区域の景観の形成に重要な建造物又は建造物群の改築、増築、移転、修繕、模様替え、色彩若しくは意匠の変更又は除却
  - ウ 当該区域の景観の形成に重要な樹木又は樹木の集団の移植又は伐採

(指導又は助言)

第21条の24 知事は、前条の規定による届出があった場合において、届出に係る行為によりその優れた景観が著しく損なわれるおそれがあると認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

第4章の2第2節中第27条の2の7を第27条の2の9とし、同章第1節中第27条の2の6を第27条の2の8とし、第27条の2の5を第27条の2の7とし、第27条の2の4の次に次の2条を加える。

(改善命令)

第27条の2の5 知事は、前条第1項の規定による勧告（景観形成重点区域内の特定建築物等に係るものに限る。）を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、当該者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

2 知事は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

(立入検査等)

第27条の2の6 知事は、前3条の規定の施行に必要な限度において、景観形成重点区域内の特定建築物等の所有者等に対して報告を求め、又は当該職員に特定建築物等の存する土地に立ち入り、その状況を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 当該職員は、前項の規定により立入検査をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第31条第1項中「及び第4章」を「、第3章の2、第4章、第27条の2の5及び第27条の2の6」に

## 別紙15

改め、同条第2項中「除く。）」の右に「、第3章の2」を加える。

第33条中「第21条の6第1項又は第21条の18第1項」を「第20条の7第1項若しくは第2項、第21条の6第1項、第21条の18第1項又は第27条の2の5第1項」に改める。

第34条中「第21条の9第1項又は第21条の21第1項」を「第21条第1項若しくは第2項、第21条の9第1項、第21条の21第1項又は第27条の2の6第1項」に改める。

## 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

## 別紙16

## 兵庫県条例第22号

## 空家等活用促進特別区域の指定等による空家等の活用の促進に関する条例

## 目次

## 第1章 総則（第1条—第8条）

## 第2章 空家等活用促進特別区域

## 第1節 空家等活用促進特別区域の指定（第9条—第11条）

## 第2節 空家等を活用するための届出情報の活用（第12条—第15条）

## 第3節 空家等を活用するための規制緩和等（第16条—第22条）

## 第3章 雑則（第23条—第25条）

## 第4章 空家等活用特区審議会（第26条）

## 第1章 総則

## （目的）

第1条 この条例は、空家等活用促進特別区域の指定等に関して必要な事項を定めることにより、空家等の活用の促進を図り、もって適切な管理が行われていない空家等が地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことを防止するとともに、移住、定住及び地域間の交流の促進並びに地域の活性化に寄与することを目的とする。

## （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家 建築物又はこれに附属する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるものその他これに準ずるものとして規則で定めるもの（国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。）をいう。
- (2) 空家等 空家及び空家の敷地（立木その他の土地に定着する物を含み、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。以下この号において同じ。）並びに空家及び空家の敷地に係る跡地（以下「空家の跡地等」という。）をいう。

## （基本理念）

第3条 空家等の活用は、地域の生活環境の保全及び向上、移住、定住及び地域間の交流の促進並びに地域の活性化に資することを旨として、県、市町、空家等の所有者、空家等の活用に係る事業者及び団体並びに県民が相互に連携を図りながら協働して推進するものとする。

## （県の責務）

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、空家等の活用の促進に関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

## （市町の責務）

第5条 市町は、基本理念にのっとり、県が実施する空家等の活用の促進に関する施策に協力するとともに、その地域に応じた空家等の活用の促進に関する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めるものとする。

## （空家等の所有者の役割）

第6条 空家等の所有者は、基本理念にのっとり、自ら進んで、空家等の活用の重要性に関する理解と関心を深め、県及び市町が実施する空家等の活用の促進に関する施策に協力するとともに、空家等を

## 別紙16

積極的に活用するものとする。

(空家等の活用に係る事業者及び団体の役割)

第7条 空家等の活用に係る事業を行う事業者及び団体は、基本理念にのっとり、県及び市町が実施する空家等の活用の促進に関する施策に協力するとともに、自らの事業活動を通じて、空家等の積極的な活用に努めるものとする。

(県民の役割)

第8条 県民は、基本理念にのっとり、空家等の活用の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるとともに、県及び市町が実施する空家等の活用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

## 第2章 空家等活用促進特別区域

### 第1節 空家等活用促進特別区域の指定

(空家等活用促進特別区域の指定の申出等)

第9条 市町長は、知事に対し、当該市町の区域内であって、空家等の活用を特に促進する必要がある区域について、規則で定めるところにより、空家等活用促進特別区域として指定することを申し出ることができる。

2 市町長は、前項の規定による申出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

(1) 空家等活用促進特別区域の名称及び区域

(2) 空家等活用促進特別区域における空家に係る現況及び課題

(3) 空家等活用促進特別区域における空家等の活用を促進するための方針（以下「空家等活用方針」という。）

(4) 継続的に空家等の活用を促進するための体制

3 空家等活用方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 空家等の活用に係る目標

(2) 市町と連携して空家等の活用に係る事業を行う団体（以下「市町連携団体」という。）の名称及び所在地並びに当該事業の内容

(3) 空家等の活用の促進に関する施策

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

4 空家等活用方針には、次に掲げる事項を定めることができる。

(1) 通行の安全及び居住環境の向上を図るため拡幅その他の措置を行う必要がある狭あい道路（幅員4メートル未満の道路をいう。以下同じ。）の拡幅に関する方針

(2) 通行の安全及び居住環境の向上を図るため特に拡幅その他の措置を行う必要があると認められる建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により指定された道（以下「重点整備道路」という。）の位置及び範囲

(3) 特に市街地の整備改善の必要性が高いと認められる地区（以下「重点整備地区」という。）に関する次に掲げる事項

ア 重点整備地区の位置及び範囲

イ 重点整備地区における整備方針

ウ 重点整備地区における建築基準法の規定（規則で定めるものに限る。第21条において同じ。）の

## 別紙16

運用に関する提案（都市計画区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第2項に規定する都市計画区域をいう。以下同じ。）又は準都市計画区域（同項に規定する準都市計画区域をいう。以下同じ。）の存する市町に限る。）

(4) 都市計画法の規定（規則で定めるものに限る。第22条において同じ。）の運用に関する提案

5 市町長は、前項第3号ウ又は第4号に掲げる事項を定めるに当たっては、あらかじめ、知事と協議しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 建築基準法第2条第35号に規定する特定行政庁（以下「特定行政庁」という。）である市町長が前項第3号ウに掲げる事項を定めるとき。

(2) 都市計画法第29条第1項（地方自治法の一部を改正する法律（平成26年法律第42号）附則第46条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する指定都市等又は都市計画法第33条第6項に規定する事務処理市町村である市町（以下「指定都市等の市町」という。）の長が前項第4号に掲げる事項を定めるとき。

（空家等活用促進特別区域の指定等）

第10条 知事は、前条第1項の規定による申出があった場合において、当該申出に係る区域において空家等の活用の促進を図るための特別の措置を講ずる必要があると認めるときは、当該区域を空家等活用促進特別区域として指定するものとする。

2 知事は、前項の規定により空家等活用促進特別区域を指定しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、当該空家等活用促進特別区域の指定の案を、当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供するものとする。

3 前項の規定による公告があったときは、当該空家等活用促進特別区域内の土地及び建築物の所有者又は管理者、当該空家等活用促進特別区域内の住民並びに利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された当該空家等活用促進特別区域の指定の案について、知事に意見書を提出することができる。

4 知事は、空家等活用促進特別区域を指定しようとするときは、あらかじめ、空家等活用特区審議会の意見を聴くものとする。

5 知事は、前項の規定により空家等活用促進特別区域の指定の案について空家等活用特区審議会の意見を聴こうとするときは、第3項の規定により提出された意見書の要旨を、空家等活用特区審議会に提出するものとする。

6 知事は、空家等活用促進特別区域を指定したときは、規則で定めるところにより、その旨及びその区域を告示するとともに、関係図書を公衆の縦覧に供するものとする。

（指定の変更）

第11条 前2条の規定は、空家等活用促進特別区域の指定の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

## 第2節 空家等を活用するための届出情報の活用

（空家に関する情報に係る届出）

第12条 知事は、空家等活用促進特別区域内の空家について、活用を図る必要があると認めるときは、当該空家の所有者にその旨を通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた者（以下「届出対象空家所有者」という。）は、規則で定めるところ

## 別紙16

により、次の各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 空家の所有者の氏名又は名称及び住所又は所在地
- (2) 空家の所在地、構造、規模及び建築時期
- (3) 空家の利用及び管理の状況
- (4) 空家の活用又は管理に係る計画
- (5) 市町連携団体に対する前各号及び次号に掲げる事項に係る情報の提供についての同意の有無
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 前項の規定による届出をした者は、その届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

4 第2項又は前項の規定による届出をした者は、これらの届出に係る建築物又はこれに附属する工作物が空家でなくなったときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

5 知事は、第1項の規定による通知をしたとき又は前3項の規定による届出を受理したときは、第1項の通知に係る空家の所在する市町の長に対し、当該通知に係る空家の情報又は当該届出に係る空家の情報（以下「届出情報」という。）を提供するものとする。

（空家に関する情報の提供）

第13条 知事は、市町連携団体に対し、届出情報の提供を行うものとする。ただし、当該届出情報を提供することについて当該届出情報に係る届出対象空家所有者の同意が得られない場合は、この限りでない。

2 市町連携団体は、前項の規定により届出情報の提供を受けたときは、空家等の流通その他の方法による空家等の活用のため、当該届出情報を有効に活用するものとする。

（秘密保持義務）

第14条 前条第1項の規定により届出情報の提供を受けた市町連携団体（当該市町連携団体が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員その他の当該届出情報を利用して空家等の活用に係る事業の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該届出情報に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例に関する調査）

第15条 市町は、空家等活用促進特別区域内において、空家等の活用を促進するため、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2の規定の適用に当たっては、あらかじめ、第12条第5項の規定により把握した情報を踏まえて調査を行うよう努めるものとする。

2 県は、地方税法第349条の3の2の規定の適用について、市町に対する情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

### 第3節 空家等を活用するための規制緩和等

（道路の拡幅に係る整備）

第16条 空家等活用促進特別区域内の狭あい道路の管理者又は狭あい道路の用に供する土地若しくは狭あい道路に接する土地の所有者は、当該空家等活用促進特別区域における空家等活用方針に基づき、通行上支障がない形状となるよう当該狭あい道路の拡幅に努めるものとする。

2 市町は、狭あい道路の拡幅に関する施策について周知を図るとともに、当該施策を計画的に実施す

## 別紙16

るものとする。

(重点整備道路における道路内の支障物件の設置の制限)

第17条 重点整備道路においては、建築基準法第42条第2項の規定により同条第1項の道路とみなされる道路の境界線とみなされる範囲内(当該範囲内に含まれる道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第1号に規定する道路の部分を除く。)に通行上支障となる物件(容易に移動させることができるもの並びに建築物及び敷地を造成するための擁壁を除く。以下「支障物件」という。)を設置してはならない。ただし、知事が公益上やむを得ないと認めた場合においては、この限りでない。

(勧告等)

第18条 知事は、前条の規定に違反している者に対し、必要な指導をすることができる。

- 2 知事は、前項の規定による指導をした場合において、その者がなお前条の規定に違反していると認めるときは、当該者に対し、相当の猶予期限を付けて、支障物件の除却その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- 3 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
- 4 知事は、前項の規定による命令を受けた者が、正当な理由なくその命令に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(建築基準条例の特例)

第19条 重点整備地区内に所在する建築物であつて、その敷地が幅員4メートル以上の道路又は重点整備道路に接するもののうち、規則で定める基準に適合するものについては、建築基準条例(昭和46年兵庫県条例第32号)第4条の規定は適用しない。

(市街化を促進しない開発行為等)

第20条 空家等活用促進特別区域内の市街化調整区域(都市計画法第7条第1項に規定する市街化調整区域をいい、指定都市等の市町の区域を除く。以下同じ。)における次の各号に掲げる開発行為は、都市計画法第34条第12号に規定する条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定める開発行為とする。

- (1) 空家の跡地等において、従前と同一の用途に供される建築物の建築(建築基準法第2条第13号に規定する建築をいう。以下同じ。)(規則で定めるものに限る。)の用に供する目的で行う開発行為
  - (2) 建築がされた日から10年以上(規則で定める場合にあつては、規則で定める期間)を経過した空家の従前の用途を変更し、空家等活用方針に則した用途に供される建築物の建築(規則で定めるものに限る。)の用に供する目的で行う開発行為
- 2 空家等活用促進特別区域内の市街化調整区域における次の各号に掲げる建築物の新築、改築又は用途の変更(以下「新築等」という。)は、都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)第36条第1項第3号ハに規定する条例で区域、目的又は用途を限り定める建築物の新築等とする。
    - (1) 空家の跡地等において、従前と同一の用途に供される建築物の新築等(規則で定めるものに限る。)
    - (2) 建築がされた日から10年以上(規則で定める場合にあつては、規則で定める期間)を経過した空家の従前の用途を変更し、空家等活用方針に則した用途に供される建築物の新築等(規則で定めるものに限る。)



## 別紙16

(建築基準法の運用における配慮)

第21条 知事は、重点整備地区内における建築基準法の規定の運用に当たっては、空家等活用方針に基づく空家等の活用の促進が図られるよう適切な配慮をするものとする。

2 特定行政庁である市町長は、重点整備地区内における建築基準法の規定の運用に当たっては、空家等活用方針に基づく空家等の活用の促進が図られるよう適切な配慮をするよう努めるものとする。

(都市計画法の運用における配慮)

第22条 知事は、空家等活用促進特別区域における都市計画法の規定の運用に当たっては、空家等活用方針に基づく空家等の活用の促進が図られるよう適切な配慮をするものとする。

2 指定都市等の市町の長は、空家等活用促進特別区域における都市計画法の規定の運用に当たっては、空家等活用方針に基づく空家等の活用の促進が図られるよう適切な配慮をするよう努めるものとする。

### 第3章 雑則

(報告徴収及び立入調査)

第23条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、空家等の所有者その他の関係者に対し、必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、第18条の規定の施行に必要な限度において、当該職員に、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地にある物件を調査させることができる。

3 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(財政上の措置等)

第24条 県は、空家等活用促進特別区域における空家等の活用を促進するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(補則)

第25条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

### 第4章 空家等活用特区審議会

第26条 空家等活用促進特別区域の指定等による空家等の活用の促進に関する重要事項を調査審議するため、空家等活用特区審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 第10条第1項（第11条において準用する場合を含む。）の規定による空家等活用促進特別区域の指定又は変更に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、空家等活用促進特別区域の指定等による空家等の活用の促進に関する重要事項に関すること。

3 審議会の委員は、空家等の活用について知識経験を有する者のうちから知事が委嘱する。

4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別紙 16

(附属機関設置条例の一部改正)

- 2 附属機関設置条例（昭和36年兵庫県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表に次のように加える。

空家等活用特区審議会	空家等活用促進特別区域の指定等による空家等の活用の促進に関する条例（令和4年兵庫県条例第22号）による空家等活用促進特別区域の指定等による空家等の活用の促進に関する重要事項の調査審議に関する事務
------------	---

(委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年兵庫県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条第72号の2を次のように改める。

(72)の2 空家等活用特区審議会

別表第1住宅審議会の項の次に次のように加える。

空家等活用特区審議会	会長	日額	15,500円
	委員	日額	12,500円

別表第2住宅審議会の委員の項の次に次のように加える。

空家等活用特区審議会の委員	職員旅費条例中8級の職務にある者相当額
---------------	---------------------

(知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部改正)

- 4 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成11年兵庫県条例第53号）の一部を次のように改正する。

本則の表83の3の部の次に次のように加える。

83の4 空家等活用促進特別区域の指定等による空家等の活用の促進に関する条例等に基づく事務

事務	市町
(1) 空家等活用促進特別区域の指定等による空家等の活用の促進に関する条例（令和4年兵庫県条例第22号。以下この部において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの ア 条例第12条第1項の規定による通知に関する事務 イ 条例第12条第2項から第4項までの規定による届出の受理に関する事務 ウ 条例第12条第5項又は第13条第1項の規定による空家に関する情報の提供に関する事務 エ 条例第17条ただし書の規定による認定に関する事務 オ 条例第18条第1項の規定による指導に関する事務 カ 条例第18条第2項の規定による勧告に関する事務 キ 条例第18条第3項の規定による命令に関する事務	各市町

## 別紙16

ク 条例第18条第4項の規定による公表に関する事務 ケ 条例第23条第1項の規定による報告の徴収に関する事務 コ 条例第23条第2項の規定による立入調査に関する事務 サ 条例の施行のための規則の規定による事務であつて別に規則で定めるもの	
(2) 条例の施行のための規則に基づく事務のうち、別に規則で定めるもの	各市町（神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、伊丹市、加古川市、宝塚市、川西市及び三田市を除く。）

（都市計画法施行条例の一部改正）

- 5 都市計画法施行条例（平成14年兵庫県条例第25号）の一部を次のように改正する。

第7条中「開発行為は、」の右に「別に条例で定めるもののほか、」を加える。

第9条中「第1種特定工作物の新設は、」の右に「別に条例で定めるもののほか、」を加える。

兵庫県条例第23号

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和35年兵庫県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第2号を次のように改める。

- (2) 現に同居し、又は同居しようとする者がある場合においては、これらの者が親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。第9条第1項第1号において同じ。）であること。

第7条第1項第3号イ中「(カ)まで」を「(ウ)まで」に改め、同号イ(ア)を次のように改める。

(ア) 入居者又は同居者に次のいずれかに該当する者がある場合

- a 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの
- b 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの
- c 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- d 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する政令で定める特殊の疾病による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者で18歳以上であるものその他これに類する者として知事が別に定めるもの
- e 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者
- f 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- g ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- h 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又

は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、(a)又は(b)のいずれかに該当するもの

(a) 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

(b) 配偶者暴力防止等法第10条第1項(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない者

i 犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)第2条第1項に規定する犯罪等により現に居住する住宅に引き続き居住することが困難となったことが明らかである者

第7条第1項第3号イ中(イ)を削り、(ウ)を(イ)とし、(エ)から(カ)までを(ウ)から(オ)までとし、同項第5号中「同居親族」を「同居者」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

第8条第2項中「前条第1項第1号」を「前条第1号」に改め、同項第1号中「前条第1項第3号ア」を「前条第3号ア」に改め、同項第2号中「前条第1項第3号イ」を「前条第3号イ」に改める。

第9条第1項各号列記以外の部分中「第7条第1項第5号」を「第7条第5号」に改め、同項第1号中「同居親族」を「現に同居し、又は同居しようとする親族(以下「同居親族」という。)」に改め、同項第3号中「で第7条第1項第5号に掲げる要件を満たすもの」を削る。

第10条第1項中「第7条第1項第1号から第4号まで」を「第7条第1号、第3号及び第4号」に改め、同条第2項中「第7条第1項第3号ウ」を「第7条第3号ウ」に、「同項各号(同項第2号ただし書に規定する者にあつては、同項第1号及び第3号から第5号まで)」を「同条各号」に改め、同条第3項中「第7条第1項第1号から第4号まで」を「第7条第1号及び第3号(第3号に掲げる者にあつては、同条第1号)」に改め、同項第1号及び第2号中「第7条第1項第4号」を「第7条第4号」に改め、同項第3号中「第7条第1項第3号」を「第7条第3号」に改める。

第38条第1項第1号中「第7条第1項第3号」を「第7条第3号」に改める。

第52条の2第1項中「第7条第1項第5号」を「第7条第5号」に改める。

附則第5項を削る。

附則第6項中「第7条第1項第4号」を「第7条第4号」に、「同項各号」を「同条第1号」に、「満たし、かつ、入居の申込みをした日における収入が214,000円を超えない者」を「満たす者」に改め、同項を附則第5項とする。

附則第7項中「第7条第1項第2号ケ」を「第7条第3号イ(ア)g」に、「同項第3号から第5号」を「同号から同条第5号」に、「同項各号」を「同条第1号」に改め、同項を附則

第6項とする。

附則第8項中「第7条第1項第3号」を「第7条第3号」に、「同項各号」を「同条第1号」に改め、同項を附則第7項とし、附則中第9項を第8項とし、第10項を第9項とし、第11項を第10項とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例第7条から第10条まで及び附則第5項から第7項までの規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始される兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例（以下「県営住宅条例」という。）第4条第1項（県営住宅条例第6条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による県営住宅の入居者の公募に応じて入居の申込みをする者及び県営住宅条例第5条各号（県営住宅条例第6条において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる理由がある場合において施行日以後に県営住宅の入居の申込みをする者について適用し、施行日前に開始された県営住宅条例第4条第1項の規定による県営住宅の入居者の公募に応じて入居の申込みをした者及び県営住宅条例第5条各号に掲げる理由がある場合において施行日前に県営住宅の入居の申込みをした者については、なお従前の例による。

## 別紙 18

## 兵庫県条例第24号

## 建築基準条例の一部を改正する条例

建築基準条例（昭和46年兵庫県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第1項中「規定する対象区域」の右に「(以下「対象区域」という。)」を加え、同条第3項を同条第6項とし、同条第2項を同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加える。

- 2 法第2条第33号に規定する地区計画等の区域（法第68条の2第1項に規定する地区整備計画等が定められている区域に限る。）その他これに準ずる土地利用に関する計画が定められた区域（以下「地区計画等の区域等」という。）のうち土地利用の状況等を勘案して知事が指定する区域は、前項の規定にかかわらず、対象区域から除くものとする。
- 3 知事は、前項の指定をしようとするときは、あらかじめ、関係市町長の意見を聴くものとする。
- 4 市町長は、知事に対し、当該市町の区域内の地区計画等の区域等のうち対象区域から除くことが適当であると認める区域について、第2項の指定をすることを申し出ることができる。

第27条の8第1項中「第27条の10」を「第27条の11」に改める。

## 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第27条の8の改正規定は、公布の日から施行する。

## 別紙19

## 兵庫県条例第25号

## 都市計画法施行条例の一部を改正する条例

都市計画法施行条例（平成14年兵庫県条例第25号）の一部を次のように改正する。

第4条第4号中「第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域並びに同号ハ」を「第29条の9各号に掲げる区域（規則で定める災害による被害の軽減を図るための安全上又は避難上の対策が実施されていると認められる土地の区域を除く。以下同じ。）及び政令第8条第1項第2号ハ」に改める。

第7条中「政令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地」を「次の各号に掲げる開発行為の区分に応じ、当該各号に定める区域」に改め、「次の各号に掲げる」を削り、同条第1号中「開発行為」を「開発行為 政令第29条の9第1号から第5号まで及び第7号に掲げる区域（同条第4号に掲げる区域にあつては、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域に限る。以下同じ。）（規則で定める災害による被害の軽減を図るための安全上の対策が実施されていると認められる土地の区域を除く。以下同じ。）」に改め、同条第2号中「行う開発行為」を「行う開発行為 政令第29条の9各号に掲げる区域」に改める。

第8条第3項第5号中「第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地」を「第29条の9各号に掲げる区域」に改める。

第9条中「政令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の」を「次の各号に掲げる建築物の新築等の区分に応じ、当該各号に定める」に改め、「次の各号に掲げる」を削り、同条第1号中「新築等」を「新築等 政令第29条の9第1号から第5号まで及び第7号に掲げる区域」に改め、同条第2号及び第3号中「新築等」を「新築等 政令第29条の9各号に掲げる区域」に改める。

別表第2の12の項中「第8条第25項」を「第8条第28項」に改め、同表17の項中「第52条第1項第6号」を「第52条第1項第8号」に改める。

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

## (経過措置)

- 2 この条例による改正後の都市計画法施行条例（以下「改正後の条例」という。）第4条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に改正後の条例第5条第3項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定に基づき新たに指定区域に指定される土地の区域及び新たに指定区域に含まれることとなる土地の区域について適用し、施行日前から引き続き指定区域に指定されている土地の区域については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第7条（第2号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に改正後の条例第8条第3項（同条第7項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき新たに特別指定区域に指定される土地の区域及び新たに特別指定区域に含まれることとなる土地の区域内における開発行為について適用し、施行日前から引き続き特別指定区域に指定されている土地の区域内における開発行為については、なお従前の例による。
- 4 改正後の条例第8条第3項の規定は、施行日以後に同項の規定に基づき新たに特別指定区域



## 別紙 19

に指定される土地の区域及び新たに特別指定区域に含まれることとなる土地の区域について適用し、施行日前から引き続き特別指定区域に指定されている土地の区域については、なお従前の例による。

- 5 改正後の条例第9条（第2号及び第3号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に改正後の条例第8条第3項の規定に基づき新たに特別指定区域に指定される土地の区域及び新たに特別指定区域に含まれることとなる土地の区域内における建築物の新築等について適用し、施行日前から引き続き特別指定区域に指定されている土地の区域内における建築物の新築等については、なお従前の例による。

## 別紙 20

## 兵庫県条例第26号

収入証紙条例及び警察手数料徴収条例の一部を改正する条例

(収入証紙条例の一部改正)

第1条 収入証紙条例（昭和39年兵庫県条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

地方自治法第231条の2第1項の規定に基づき、手数料のうち規則で定めるものは、情報通信技術を活用した県行政の推進等に関する条例（平成16年兵庫県条例第14号）第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により徴収する場合を除き、証紙により徴収するものとする。

第2条第2項を削る。

第3条第1項中「手数料を」の右に「証紙により」を加え、「はりつけて」を「貼り付けて」に改める。

(警察手数料徴収条例の一部改正)

第2条 警察手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、その他のものについてはそれぞれその金額に相当する兵庫県収入証紙をもって」を削り、同条第2項中「前項の規定にかかわらず、警察手数料」を「警察手数料」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

兵庫県条例第27号

兵庫県学校教職員定数条例の一部を改正する条例

兵庫県学校教職員定数条例（昭和51年兵庫県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「13,623人」を「13,694人」に、「7,741人」を「7,726人」に、「7,713人」を「7,689人」に、「3,412人」を「3,433人」に、「32,489人」を「32,542人」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

## 別紙 22

## 兵庫県条例第28号

兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

兵庫県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年兵庫県条例第56号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項の表兵庫県立淡路医療センターの款内科の項中「血液内科」を「血液内科 糖尿病・内分泌内科」に改め、同表兵庫県立ひょうごこころの医療センターの款中「478」を「462」に改め、同表兵庫県立がんセンターの款中「400」を「360」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

## 兵庫県条例第29号

## 行財政の運営に関する条例の一部を改正する条例

行財政の運営に関する条例（平成30年兵庫県条例第40号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

## 県政改革の推進に関する条例

題名の次に次の前文を加える。

兵庫県では、これまで、阪神・淡路大震災からの復旧復興の過程において多大な影響を受けた財政の健全化を図るため、行財政構造改革を推進し、その成果を生かした適切な行財政運営を行ってきた。

一方、人口の減少、急速な高齢化、多発する災害、地球温暖化、経済構造の変化等の多様な課題に対応して、時代を切り拓く「躍動する兵庫」を実現していくためには、更に県の行財政全般にわたる改革（以下「県政改革」という。）を推進し、時代の変化や県民の要請に的確に対応できる持続可能な行財政基盤を確立していかなければならない。

このような認識に基づき、参画と協働の理念のもとに、県民とともに歩む「県民ボトムアップ型県政」を基本として、職員一人一人の創意工夫を生かしつつ、県政改革を推進し、持続可能な行財政基盤を確立するため、この条例を制定する。

第1条を次のように改める。

（目的）

第1条 この条例は、県政改革の基本的な方向等を定める県政改革方針の策定及びこれに基づく取組に関して必要な事項を定めることにより、県政改革を継続的かつ効果的に推進し、もって時代の変化や県民の要請に的確に対応できる持続可能な行財政基盤を確立することを目的とする。

第2条の見出しを「（県政改革方針）」に改め、同条第1項中「適切な行財政の運営を行うため、行財政運営方針（以下「運営方針）」を「持続可能な行財政基盤の確立に向けた県政改革を着実に推進するため、県政改革方針（以下「改革方針）」に改め、同条第2項中「運営方針）」を「改革方針）」に改め、同項第1号中「行財政の運営）」を「県政改革）」に改め、同項第3号中「組織、職員、行政施策、公営企業、公社等、自主財源）」を「行政施策、収入の確保、公営企業、公社等、組織、職員、業務改革）」に改め、同項第4号中「適切な行財政の運営）」を「県政改革の推進）」に改める。

第3条の見出し及び同条第1項中「運営方針）」を「改革方針）」に改め、同条第2項中「運営方針）」を「改革方針）」に、「行財政運営審議会）」を「県政改革審議会）」に改め、同条第3項及び第4項中「運営方針）」を「改革方針）」に改める。

第4条第1項中「運営方針）」を「改革方針）」に、「行財政の運営）」を「県政改革の推進）」に改める。

第5条第1項中「運営方針）」を「改革方針）」に、「行財政運営審議会）」を「県政改革審議会）」に改める。

第6条第1項中「運営方針）」を「改革方針）」に改める。

第7条の見出しを「（県政改革審議会）」に改め、同条第1項中「適切な行財政の運営）」を「県政改革の

## 別紙 23

推進」に、「行財政運営審議会」を「県政改革審議会」に改め、同条第2項第1号及び第2号中「運営方針」を「改革方針」に改め、同項第3号中「適切な行財政の運営」を「県政改革の推進」に改め、同条第4項中「審議会」の右に「の委員」を加え、同項第3号中「行財政の運営」を「県政改革の推進」に改める。

第8条の見出し中「運営方針」を「改革方針」に改め、同条中「行財政の運営状況等」を「県政改革の推進状況等」に、「3年ごとを目途として運営方針」を「毎年度、改革方針」に改める。

附則第2項中「平成41年3月31日」を「令和11年3月31日」に改める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の行財政の運営に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第2条第1項の規定に基づき知事が定めた行財政運営方針はこの条例による改正後の県政改革の推進に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第1項の規定に基づき知事が定めた県政改革方針と、改正前の条例第4条第1項の規定に基づき知事が定めた実施計画は改正後の条例第4条第1項の規定に基づき知事が定めた実施計画とみなす。

(県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例の一部改正)

- 3 県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例（平成18年兵庫県条例第46号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「行財政の運営に関する条例」を「県政改革の推進に関する条例」に、「行財政運営方針」を「県政改革方針」に改める。

(附属機関設置条例の一部改正)

- 4 附属機関設置条例（昭和36年兵庫県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表行財政運営審議会の項中「行財政運営審議会」を「県政改革審議会」に、「行財政の運営に関する条例」を「県政改革の推進に関する条例」に、「適切な行財政の運営」を「県政改革の推進」に改める。

(委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 5 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年兵庫県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条第44号の2、別表第1行財政運営審議会の項及び別表第2行財政運営審議会の委員の項中「行財政運営審議会」を「県政改革審議会」に改める。